

また、CIDAとEAの間で必要と判断された場合には、専門家の異文化研修や語学研修への参加も契約の中に含まれることになっている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

a. 自国の専門家

従来、CIDAが援助プロジェクトのための専門家を直接契約していたが、現在ではCIDAプロジェクトに携わるカナダ人技術専門家の90%以上が数百あるカナダのEAとの契約のもとに管理されている。専門家のリクルートと選考は、EAの責任で実施されているが、CIDAでは政策目標が達成されるよう専門家のリクルートと選考に当たっては一定の条件を設けているが、CIDAとの契約にそのような条件が規定されていない場合は、EAは既存の要員または外部から要員を確保することもできる。CIDAプロジェクトに派遣されるカナダ人専門家候補者は、カナダ国民かカナダ国内に契約住所を持つ永住民でなければならない。CIDAでは、待遇が同一でないとモラル上の問題や不満がおきるため、カナダ人の専門家すべてに同一の待遇を与えるようEAに対し指導している。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

b. 相手国専門家

CIDAは海外派遣要員は必ずカナダ人とするよう厳格に規定していたが、最近では特別なケースとしてカナダ人の適当な候補者がなく、カナダ人以外の専門家で目的が達成できると認められた場合には、カナダ人以外の専門家と契約できるとしている。プロジェクトへのプロジェクト実施相手国の人材の登用は、プロジェクト実施上効果的であり、かつ費用面でも効果的である。相手国の人材の雇用は、その土地の言葉や文化への習熟度および要求されている業務の達成能力によって決められ、現地の給与水準や労働慣行に基づいて雇用される。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

c. 第三国専門家

従来から、CIDAは原則としてカナダ人優先主義をとってきたが、最近では第三国専門家の登用を積極的に行っている。第三国専門家はDAC加盟国専門家と途上国国籍専門家の両方を含む。

CIDAは、殆どの場合、直接第三国専門家と契約関係を持たず、第三国専門家活用の殆どは、EAを通して行われている。契約関係、報酬、対価の設定方法、支払方法、身分保障のあり方は、そのEAとの個人交渉によって決められている。

1993年の調査によると、第三国専門家は340人で、カナダ人専門家総数の約6%にあたる。そのうち、途上国国籍専門家は約76%、DAC国籍専門家は約24%を占める。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.3）

E. 資機材調達時の入札方式、調達条件

委託契約／サービス調達

CIDAは、1994年9月から、従来の登録制度を廃止してEAと個別のコンサルタントの選出において、オンラインを使用した一般競争入札システム（Open Bidding System: OBS）の適用を開始した。CIDAは、契約金額の大小によって、課・局が各々調達を決定する権限を持っているが、契約金額が10万ドルを越える一般競争入札システムの使用が義務づけられている。

委託契約機関の選定は、まずCIDAが公募を行い、それに関心のある組織ならびに個人から当該分野における経験と資格に関して情報提供を受け、予備選考が行われる。その後、予備選考合格機関に対して本格的なプロポーザルの提出を求め、そのプロポーザルの評価ならびに最終決定を行う。

同システムの導入は、援助に係わっているカナダの関連機関、個人に入札の機会を広げるとともに、CIDAにとっては幅広い人材の確保に役立っている。

物品調達

CIDAは、一般的にプロジェクト総額における現地調達の割合は、特に定めていないが、調達を援助対象国を含むカナダ以外の国に任せる場合（アンタイド）は、サブ・サハラ地域ならびにその他LLDC地域では50%、その他は33.3%となっている。

カナダによる調達の場合は、CIDAが独自に行う場合とカナダ政府調達庁（Public Work and Government Services Canada: PWGSC）が行う場合がある。

CIDAは、基本的に契約プロジェクトの内容の40%以下が機材調達であるとき、また契約金額の総額が200万ドルを越えない場合に、PWGSCを通さずに独自に調達を行うことができる（一般競争入札もしくは随意契約）。

なお、PWGSCを通じた調達、また契約金額が10万ドルを越えるものは、CIDAによる調達であっても一般競争入札（OBSの使用）が義務づけられている。

CIDAは、調達に関するガイドラインを作成・提示するものの、現地調達を含むCIDAプログラムの実際の調達業務は、CIDAがプログラム実施を委託契約したEAによって行われる。調達業務のモニタリングは、プロジェクトマネージャーの責任の下にCIDAの各課・局レベルで行われている。なお、CIDAは、コーポレートマネジメント局に調達担当官を配置しているが、これら担当官は、CIDA全体の調達業務全般に係わる政策ならびにガイドラインの作成等を行っており、実際の調達業務には携わっていない。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

援助受入国による調達

C I D Aは、援助受入国内の物品の調達に関しては、M O U (Memorandum of Understanding) に規定を盛り込むことで許可できる。その際には以下の場合が含まれる。

- 1) 相手国が調達を行うに十分な能力を持っている場合
- 2) 相手国が直接調達を行いたいとカナダに申し出た場合
- 3) 相手国とカナダの長期的な商業関係の見通し

相手国によって物品の調達が実施される場合、通常は民間業者の指名競争入札による。現地における物品調達の制限は、競争契約は400万ドル（200万ドルの変更枠を含む）随意契約は100万ドル（50万ドルまでの変更枠を含む）である。いずれの契約もこの額を超える場合には、Treasury Board の承認を必要とする。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

IV. 援助調査研究

A. C I D A内の調査研究部門

1. 部署名、スタッフ数

2. 研究分野ご開発活動

C I D A内部には研究活動を担当する部署は存在しない。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1995.12a)

B. 国内の主要援助研究機関の概要

1. 機関名、所在地、スタッフ数

International Development Research Centre (I D R C)

250 Albert St., PO Box 8500, Ottawa, Canada, K1G 3H9

Staff: approx. 440 (340 Canada ; 100 Overseas)

Budget: \$ 115 million

The North-South Institute (N S I)

55 Murray St., Suite 200, Ottawa, Canada, K1N 5M3

Staff:19

Budget: \$ 2 million

Canadian Council for International Co-operation (C C I C)

1 Nicholas St., Suite 300, Ottawa, Canada, K1N 7B7

Staff:23

Budget: \$ 4.2 million

International Institute for Sustainable Development (I I S D)

161 Portage Ave., 6th Floor, Winnipeg, Canada, R3B 2L6

Staff:35

Budget: \$ 6.2 million

2. 各機関の研究分野と開発活動

(1) IDRC

カナダ及び途上国の大学、研究機関、政府、NGO等による科学・技術調査、研究に資金を提供することにより、開発途上国の発展に寄与することを目的として1970年に設立された。その活動資金にはODA予算が当てられる。リサーチ活動の範囲には、健康、経済・社会、食糧と栄養、環境と自然資源、情報・コミュニケーションが含まれる。IDRCの運営管理は、CIDAを代表とする21のメンバーからなる国際委員会によって行われている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.3）

IDRCの活動範囲は、1992年の地球サミット開催を受けて、アジェンダ21の実施のためのカナダの主要機関として拡大された。結果として、IDRCは、持続的かつ平等な開発に取り組むための研究プロジェクトを優先している。環境と開発にかかる6つの主要テーマは、①生物多様性、②環境と経済を統合する政策、③環境負荷と食糧システム、④環境情報とコミュニケーション、⑤保健と環境、⑥技術と環境、である。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

(2) NSI

カナダでは唯一の国際開発研究専門の研究所で、非営利、政治的中立の独立機関である。この研究所はカナダと開発途上国の外交問題を幅広く研究しているが、特に人権問題と民主的な政府、国際金融とODA、貿易、女性解放を主なテーマとしており、その研究成果は政策担当者を含め広範囲な影響力を持っている。研究成果は出版され、政府、ビジネス業界、教育者、メディア等に利用されている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.3）

(3) CCIC（第Ⅱ章B. 3. NGOとの協調も参照）

約100の主要なNGOを代表するカナダの組織である。CCICは援助を含むカナダの外交政策に関して、その構成メンバーであるNGOの代弁者としての役割を果たす。彼等の意見が政策に反映されるように、CIDAとは定期的にコンタクトを取っている。CCICは、南北問題に関する情報をメンバーに提供し、カナダ人の関心を喚起している。開発に関する出版物、ニューズレターの発行なども行っている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

(4) I I S D

“持続可能な開発”のコンセプトによる調査研究を目的として1990年に設立された非営利の研究機関。調査活動の主たる4分野は、ビジネスと政府(Business and Government)、貿易と持続可能な発展(Trade and Sustainable Development)、貧困とエンパワーメント、(Poverty and Empowerment)、コミュニケーションとパートナーシップ(Communication and Partnership)である。出版物も発行している。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

3. 研究機関とCIDAとの関係

IDRC：IDRCの委員会にCIDAも参加しており、ジョイントプロジェクトも含めた協力関係を保っている。

NSI：活動資金の約半分をCIDAが提供している。

CCIC：CIDAは年間約400万ドルの資金をCCICに供与している。

IISD：CIDAが予算の100万カナダドルを負担し、委員会に代表を送っている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

大学によるODAへの参画も非常に活発であり、カナダの多くの大学が、学部または大学単位で何らかの形で援助活動に参画している(EAとして、または、パートナーシッププログラムを通じて)。

AUCC (Association for University and College) は、カナダのカレッジ、大学等教育機関のアンブレラ組織である。大学等によって立案されたもので、比較的项目の規模が小さい援助のプロポーザルは、CIDAではなく、このAUCCが受付窓口ならびに選考事務局となっている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12b)

V. 新規課題／地球的課題への対応

A. CIDAの新規援助課題全般に関する方針

カナダ政府の新外交政策では、次の6項目を政府開発援助事業における重点項目としている。

(1) BHN；

ODA予算におけるBHN（基礎医療、基礎教育、家族計画、栄養改善、安全な飲料水と衛生、住宅の提供等）への支出割合を、今後25%まで引き上げる。

(2) WID；

開発途上国の持続的開発における対等なパートナーとして、女性の参加促進を支援する。

(3) インフラの整備；

貧困層や途上国政府の能力向上に配慮しつつ、環境に優しいインフラ整備（特に地方における電化や通信設備の整備等において）に取り組む途上国政府を支援する。

(4) 人権・民主主義・良い統治；

民主社会と個人の権利を強化するために、子供の権利を含む人権意識を昂揚し、民主化と良い統治を促進する。

(5) プライベートセクターの育成；

開発途上国におけるプライベートセクターの育成を図り、持続的かつ平等な経済成長を促進する。特に、生計向上のための零細及び小規模事業の推進を図る。

(5) 環境；

自国の環境を保護するとともに域内及び世界的な環境保護に貢献しようとする開発途上国の取り組みを支援する。

さらに、CIDAでは貧困軽減に関する新政策を定め、その中でこれら6つの重点課題について記し、貧困軽減をカナダ政府開発援助の最終目的としてCIDA事業のフレームワークとすることとした。

B. CIDAの各イシューに対する取り組みと戦略

環境

(1) アプローチと戦略

CIDAは1992年「CIDAの環境保全政策」を発表し、環境を十分考慮した意思決定と事業を実施すると同時に、途上国政府やCIDAと事業を進める各パートナーとともに環境的に持続可能な開発の促進に取り組もうとしている。そのために、環境保全政策、環境保全活動に取り組む途上国政府や関係機関の能力向上や受益者の視点

を考慮したCIDA事業の展開、カナダ及び途上国内での環境的に持続可能なアプローチに関する意識と教育の普及などといった課題を掲げている。環境は、途上国の貧困軽減と、より公平で繁栄した世界の実現のために、CIDA事業の非常に重要な部分を担っているという認識があるが、CIDAは長期的な持続可能な開発には、環境への配慮だけでなく経済的、社会的、文化的そして政治的な持続性といった5つの要素がうまく統合されることがなければ達成され得ないものと考えている。

また、事業化においては、次の3つのコンセプトを取り入れるようにしている。

①開発のための生態学的基盤

ある地域の開発における生態系の生産可能性と限界を認識することは重要で、生態系アプローチは、事業計画作りや運営における重要な手段となる。

②環境の経済的価値

経済的な判断を行う際に、天然資源の価値を把握するために天然資源計算アプローチ(Natural Resources Accounting Approach)が開発されるべきである。

③環境破壊要因

貧困と人口問題、資源問題は切り離せない問題であり、環境破壊の直接の原因となるので、女性や少数民族と彼等を取りまく環境についてよく理解することが重要である。

そして、これらのコンセプトを事業に反映するためのアプローチとして、"reactive approaches" (例えばこれまで実施してきた「環境破壊への対処」) から、"responsive approaches" (例えば「途上国政府の人的・組織的・技術的能力の強化」)、"proactive approaches" (例えば「CIDAが既に協力した国や分野において政策変更のための方策を支援する」) を採用している。

さらに、前述の「CIDA環境保全政策」に対する課題への戦略としては、自然環境保全、公害防止、公害対策と改善、環境管理能力の向上、環境評価とアセスメントの5つを掲げている。

(2) 実施システム

持続可能な環境への協力案件は、政策局と各プログラム局とで担当しているが、CIDA内部での調整については政策局であるEnvironment and Natural Resources Division (ENRD) 課で担当し、このENRDをアジア、アメリカ、中東・アフリカ、カナダパートナーシップ、多国間の5つのプログラム局に設けられている16ポストにいる環境専門家が支援している。また、環境アセスメントについては、同課内のEnvironmental Assessment and Compliance Unitが担当している。環境への予算配分については、CIDAでは全体として予算軽減が進むなかで本分野への支援を増加しており、過去5年間に2国間環境プロジェクト分として2億3,200万ドルを、さらに環境関連プロジェクト分として2億5千万ドルを投入し、技術協力、研修、融資、政策対話や機材供与事業を実施している。また、研究活動や環境に関連した書籍の発行は主業務としていないが、アドホックに実施している。

(3) 今後の課題

「CIDAの環境保全政策」事業の実施モニタリングについては、これまでは定期的な進捗報告書の作成を通じ実施してきたが（最新版は1995年10月に発表された）、1996年より外部機関による評価を導入することとなった。これにより、1997年には評価が完了し、同結果を踏まえてCIDA環境政策の見直しを行う予定になっている。

Women in Development and Gender Equity (WID/GE)

(1) アプローチと戦略

1995年7月、CIDAは「開発と女性/ジェンダー・イクイティ」に係る新しい政策を発表したが、この中でジェンダー分析を通じて開発の全ての試みにおいて効果的なジェンダー配慮を取り込むこと、そして女性の参加を阻む障害を分析し、またこれらを排除する戦略をたてることにより、女性が開発における積極的なパートナーとして参加することを謳っている。また、本政策の目標は以下に示すとおりであるが、WID/GEというテーマは様々な政策、テーマに関連する開発における非常に大きなテーマであるため、CIDAは全ての案件においてジェンダー分析を課しているが、実際の取り組みにおけるその形態はさまざまである。

<目標>

- ①経済的・政治的・社会的な意思決定者として女性の参加を促進したり、女性の収入や基礎医療サービス・家族計画サービスへのアクセス、教育レベルを向上させたり、女性の人権を守り促進しようとする途上国の取り組みを支援、促進する。
- ②女性に対する差別を排除する活動を支援する。
- ③カナダや諸外国においてCIDAと同様のWID政策を掲げるパートナーを支援する。
- ④CIDAの能力を向上させ、ジェンダー配慮をCIDAの実施する全政策、プログラム、プロジェクト等へ取り込む。

また、CIDAでは開発における女性の参加を促進するために、“WID-integrated approach”と“WID-specific approach”といった2つのアプローチを採用し、お互いが相互に影響しあうべきものとしている。

・ WID-integrated approach ;

プロジェクトのゴールや目的等が男女それぞれのニーズや関心、参加に平等に当てられているようにする。

・ WID-specific approach ;

女性のみをプロジェクトのターゲットにするか受益者グループとする。

さらに、次に示す5つのポイントから構成される戦略を持っている。

①女性との対話

開発活動を計画する際には、影響を被る女性と対話を持ち、WIDに関連する団体や

専門家からのインプットを求めることは、非常に重要である。また、GEは、男性とのパートナーシップに依るところが大きいので、男性の理解が深まり、その支援が強化される必要がある。

②女性団体への支援

女性には、社会のあらゆる段階で積極的な役割を果たせるよう、女性の関心事項を代弁する強い団体が必要である。

③パートナーシップ

CIDAの開発のパートナー（カナダ国内・国外いずれも）は、CIDAのWID/GE政策の目的を達成する大きな役割と責任を分かち合うべきである。

④CIDAにおけるWID/GE政策の紹介

CIDAは、CIDAのパートナーや援助受入国政府、他のドナーや国際機関との対話のもとに、そのWID/GE政策やジェンダーに関するその他の課題について、広めてゆく。

⑤キャパシティービルディング

CIDAとそのパートナーが、「ジェンダー」の視点をもって協力活動を実施する能力が強化されるよう、全ての組織開発プログラムが形成される必要がある。

(2) 実施システム

WID/GEに係る協力案件は、CIDA内の政策局と各プログラム局とで担当しているが、1994年4月政策局内にWomen in Development and Gender Equity (WID/GE) 課が設置され、同課にいる4名のスタッフでCIDA内部での調整を行っている。また、CIDAでは各プログラム局にもWID/GEの専門家を配置している。彼等は直接にプロジェクトのマネージメントに従事していないが、適切な助言や指示を与えている。CIDAの活動の大部分は、技術供与や手法の紹介、政策対話などであるが、こうした戦略的なODA資金の供与により被援助国におけるWID/GE政策の開発と発達に資する努力を続けている。

計画段階では、ジェンダーの役割と仕事の分担を十分理解し、女性の現実的なニーズや関心を事業に取り入れる計画作りを、事業実施過程においては女性が社会の対等なパートナーとして参加するように、モニタリングと評価においては女性が新政策の恩恵を受け損じぬようプロジェクトの結果とインパクトを継続的にモニタリングするように、最終的には男性と同様に女性が開発の恩恵を受ける様な結果を導く努力を図るプロジェクトサイクルを有している。また、研究活動やWID/GEに関連した書籍の発行は主業務としていないが、アドホックに実施している。

(3) 今後の課題

CIDAの「開発と女性/ジェンダー・イクイティ」政策は1995年7月に発表されたばかりなので、近い将来変更する可能性は低いが、CIDAとしては今後も本テーマに関する対話をCIDA内部で続けていき、適宜更新していく（例えば5年毎に）予定である。

貧困

(1) アプローチと戦略

1995年2月に策定されたカナダの新外交政策（「カナダ政府開発援助の目的は、開発途上国の貧困を軽減し、より公平で繁栄した世界の確保に貢献する持続可能な開発を支援するものである」）を受け、1995年6月にCIDAは貧困軽減に係る新政策を導入した。同政策では、「貧困軽減を、カナダの開発援助事業の中心に据える。CIDAは開発途上国にいる貧困層と搾取の限界にいる貧困層の軽減に、全事業を通じ努力を続けるものである。」と述べている。つまり、貧困軽減は「カナダ新外交政策」にある6つの優先課題のひとつに挙げられていないが、これらの課題は貧困軽減と密接に関連しているため、これに沿ってCIDA事業が計画されることになったのである。

CIDAは、貧困軽減問題に個人レベル、コミュニティレベル、政治的レベル、そして組織レベルでアプローチしている。そして、当該国の貧困の特質をよく理解し、貧困軽減のインパクトを最大限に達成すべくあらゆる取り組みを有効に活用し、この課題に対するCIDA自身の役割と実施能力を見極めつつ、まず最初に絶対的な貧困状態にある人々が直面する問題に、次に途上国の貧困を生むより根本的な要因について取り組んでいる。

貧困軽減政策を実行に移すために、次の行動をとっている。

① 貧困軽減定義の採用

貧困軽減の定義：

「貧困軽減」とは、貧困者数の継続的な減少と、彼等の貧困状況の継続的改善を意味する。このためには、貧困を生み出す根本的な原因と構造的な要因への取り組みが必要である。「貧困軽減」は、次の改善に焦点を当てる。

- ・ 経済的資源、社会的資源、天然資源の管理と、それらから得られる利益への貧困者のアクセス
- ・ 貧困者の決定へのアクセス

② 貧困状況とその軽減のための戦略を、国レベルもしくは地域開発の政策フレームワークに反映させる

③ 貧困軽減という最終目標にそって全CIDA事業をプログラミングする

④ 貧困軽減のために、成果をお互いに補完できるように全CIDA事業をプログラミングする

また、プログラミングにあたり以下のような戦略を持っている。

① 貧困の原因／構造的要因へ対処する。

② 個人レベルとコミュニティレベル、そして政治的レベルと組織的レベルといったあらゆる段階において貧困軽減に取り組む。

- ③ 貧困層を直接の受益者とするプログラム、間接的にしか貧困層に裨益しないが貧困そのものに焦点をあてたプログラム、政策レベルでの貧困対策プログラムといった3種類の活動を実施する。
- ④ 貧困層が経済成長の恩恵を受けられるような社会的投資を実施する。
- ⑤ 貧困軽減のために、基礎教育（特に女子のための）、基礎医療、栄養、家族計画、水と衛生、住宅といったBHNへの協力を優先とする。
- ⑥ 食料確保に努める。
- ⑦ 参加型アプローチを推進する。

(2) 実施システム

CIDAでは、政策局のEconomic Development and Poverty Reduction (RDPR) 課内に貧困対策作業グループ (Poverty Working Group: PWG) を設置し、CIDA内部での政策策定のための内部機能の検討や新しい貧困政策に関連した事業の進捗・成果に係る定期的な報告書の作成を行うことにしているが、組織全体としては貧困問題専門家といった人材の配置を行っておらず、全職員が貧困対策に責任を持つこととしている。

(3) 今後の課題

CIDAでは1995年6月に貧困軽減政策を発表したばかりなので、近い将来に方針が変更される可能性は低いが、同政策の評価を今後5年間のうちに実施する予定でいる。

人権、民主主義と良い統治

(Human Rights, Democratization and Good Governance : HRDGG)

(1) アプローチと戦略

1995年11月、「CIDAの人権、民主主義と良い統治に係る政府方針」が発表された。同方針は、カナダ政府の外交政策に沿ったものであり、「CIDAの実施する開発援助は、これにより子供を含めた人間の権利の尊重と民主的方法により社会を統治しようとする開発途上国の能力向上を図る」と謳っている。

こうした方針のもとに、CIDAが掲げている目標は次のとおりである。

<目標>

- ① 決定過程により広範な参加が得られるよう開発途上国の民主社会の役割と能力を強化する
- ② 責任ある政府の育成に向け民主的機関を強化する
- ③ 権利意識を持ち個人の保護 (security of individual) を高める社会の育成のために人権を擁護し、その促進を担う組織を強化する
- ④ 人権を尊重し、民主的に良い統治を行おうとする指導者の意思を高める

こうした目標に対するCIDAのアプローチは非常に広範であり、かつ实际的で結果を重視したものとなっている。市民社会における諸機関を民衆の意識高揚や社会参加を

促す重要な担い手と位置づけ、また、政府ばかりでなく、選挙や法の役割、政治的意思と指導力を発揮しなければならない機関や決定者などを重要視している。そして「人権、民主主義、良い統治」の理論は世界共通である一方、その社会によって、そのアプローチは、個々の歴史や文化、政治経済状況が反映されるため一様ではないことから、CIDAではカナダ流のやり方を押し付けるつもりはなく、むしろ積極的に目標を達成するために当該途上国の人々と注意深く、慎重に接してゆくよう心がけている。

さらに、CIDAの主戦略として、様々なレベルにおいて対話を持つことを掲げ、これによってパートナーとなる機関や政府の関心、彼等を取り巻く環境についての理解を深めようとしている。また、プログラミングのあらゆる段階での"Local Participation と Ownership"に重点をおくとともに、途上国政府とその関係機関、国際機関やその他の援助機関との連携を強めようとしている。さらに、将来的にプロジェクトが予期せずして人権にネガティブな効果をもたらすことがないように、プロジェクト実施のパートナーや他の援助機関との対話を通じ注意を払っている。

(2) 実施システム

現在のところ、HRDGG政策をプロジェクトサイクルに当てはめる系統だったメカニズムはないが、CIDAでは1992年9月に政策局内に"Human Rights and Good Governance (HRGG) Division"を設置し、そこでは各界との話し合いをもとに、良い統治と人権擁護、民主化促進をはかる政策の修正や実施につき、カナダ政府とCIDAに対し助言を与えたりモニタリングをすることにした。また、結果重視の運営方法に因應するため、HRGGのインディケータの開発及びHRGG専門員の育成も担当している。現在、ディレクター以下4名の職員が配置されている。また、CIDAの各プログラム局にも2～3名のHRGG専門が配置されており、地域別、国別開発政策のフレームワークの作成にあたり助言を与えることになっている。

(3) 今後の課題

CIDAでは1995年11月にHRDGG政策を発表したばかりなので、近い将来に方針が変更される可能性は低いが、同政策の評価を今後5年間のうちに実施する予定でいる。

BHN (ベーシックヒューマンニーズ)

CIDAでは1996年春をめどに基礎的医療、基礎教育、家族計画、栄養、水と衛生、住宅などのBHNに係る政策を作成中であるが、カナダ政府はODAの25%を本分野に充当することを表明していることから、本分野では基礎サービスへの直接投資のほか、貧困層を支援する政府機関はじめ諸団体の育成などへの間接的支援、人道的な食料支援等の緊急援助を実施している。政策局にある社会開発・BHN (SD/BHN) 課において、CIDA内部のBHN関連事業の調整を行っている。また、カナダ政府は、1995年コペンハーゲンで開催された社会開発サミットで議決された20/20イニシアティブを支持していることから、CIDA内部においてもタスクフォースが形成されその実施について検討を重ねている。

人口

新外交政策声明は、人口をカナダODAプログラムのプライオリティーの1つあるBHNの主要コンポーネントと捉えている。1994年9月、CIDAは国連人口開発会議への準備として、政策声明 "Population and Sustainable Development" を発表している。また新BHN政策の中にも、人口、家族計画、リプロダクティブ・ヘルスケアが取り入れられている。以下に政策、アプローチ、戦略について簡単に記すが、詳細は「先進各国援助機関、国際機関の人口・エイズ対策協力の現状に関する調査研究報告書」を参照のこと。

<政策>

人口と持続可能な開発に関するCIDAの政策文書に示された目的は次のとおり。

- ①持続可能な開発を達成する際の人口の及ぼす影響に対する理解を深める。
- ②持続可能な開発に対する人口プレッシャーに焦点をおいた政策・戦略策定を支援する。
- ③男女・若年層に対し、IECとともに質の高い家族計画から成る総合的、クライアント優先のリプロダクティブ・ヘルスケアを提供する。
- ④持続可能な開発と人口レベルが両立するように、女性のヘルス、教育、収入獲得に力を入れた開発プログラムを支援する。

<アプローチ>

CIDAは、これらの目的を達成するために幅広いアプローチを採用している。

- ①カナダ国内／海外のパートナー、他のドナーとの人口動態、政策、プログラムに関する討議を行う。
- ②CIDA組織内のキャパシティー強化を通してCIDAの政策とプログラムに人口配慮を取り込む。
- ③開発途上国におけるキャパシティー開発のイニシアティブを支援する。
- ④人口イシューのIECプログラムを支援する。
- ⑤リプロダクティブ・ヘルスケアに関連するプログラムと活動を支援する。
- ⑥公共、民間、ボランティアといった多様な活動チャンネルを活用する。
- ⑦特に少女と女性に焦点をおいた持続可能な開発を促進する人口関連プログラムを支援する。

<戦略>

BHNプログラムの中で、CIDAの家族計画、リプロダクティブ・ヘルスケア・イニシアティブは、以下のカテゴリーに大きく分類される。

①家族計画サービス：

避妊のための物品供与、サービス提供、家族計画関連のIEC、人口・開発課題に対するキャパシティービルディング

②基礎的リプロダクティブ・ヘルスサービス：

出産前の情報とサービス、安全な出産、産後ケア、安全な出産調節へのアクセス、リ

プロダクティブ・チョイス、関連事項教育・コミュニケーション、カウンセリング

③STD/HIV/エイズ：

IEC、カウンセリング、マスメディア、学校内教育プログラム

④キャパシティー開発：

トレーニング支援、ジェンダー別の情報管理と統計システム、データ収集と分析、政策開発のリサーチ

教育

新外交政策声明は、基礎教育をカナダODAプログラムのプライオリティーの1つである BHNの主要コンポーネント と捉えている。現在CIDAでは、1996年春をめぐりにBHNに関する政策を策定中だが、基礎教育に対するCIDAのアプローチ・戦略は新BHN政策の中で明らかになる予定である。

現状では、教育関連の活動については1990年タイで開催された"World Conference on Education for All by the year 2000"の最終宣言にある原則に従って実施されている。さらに、CIDAでは、1990年世界子供会議で明らかにされた基礎教育の国際目標に合致する事業展開に努めている。カナダは、基礎教育への支援増加に対するコミットメントをことある毎に表明してきている。

CIDAは政策局に上級教育専門家を、プログラム局に教育専門家を抱えているほか、パートナーシップ局にもカナダの教育機関（大学・NGO）を支援するユニットを持っている。

民間部門育成

CIDAでは1996年をめぐりに民間部門育成政策を作成中である。民間部門の育成は、開発途上国における社会改革に必要な諸投資を生み出す条件となる経済成長を引き出す環境づくりや、経済成長を加速させるために重要な分野であるからである。政策レベルでは、CIDA政策局内にある「経済成長と貧困軽減課（EDPR）」が、マクロ経済政策改革や構造調整への支援など、また、事業実施レベルでは、カナディアン・パートナーシップ局内にあるスタッフ30人ほどの工業協力課（INC）が主となり、資金供与や技術協力、カナダ企業と開発途上国企業とのジョイントベンチャー促進のための支援等を行っている。

インフラ整備

CIDAでは1996年夏をめぐりに、インフラ開発政策を作成中である。政策レベルでのインフラ開発事業は、CIDA政策局内にある「経済開発と貧困軽減課（EDPR）」が担当している。持続可能な開発には、効果的で公平なインフラサービスの提供が不可

欠であり、これらには安全な水や衛生の確保、交通、効率的なエネルギー、通信、情報の提供が含まれる。こうしたインフラサービスへのアクセスを改善するために、CIDAではサービス提供が可能となる環境づくりやサービス提供を計画、実行する組織力の強化、人材育成支援事業の計画、実施を行っている。

C. 各イシュー別の調査

プロジェクト例1 (WID)

(1) プロジェクト名

National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW) Institutional Strengthening Project

(2) 援助対象国及び地域

フィリピン

(3) 協力期間

1991年1月～1995年3月(4年2ヵ月)

(4) 援助額

153万ドル

(5) 目的

- ①国家開発における女性の参加と発展を促進するため、NCRFWの政策策定、運営実施能力を向上させる。
- ②NCRFW及び中央政府の女性問題担当窓口、政府担当官の政策策定や事業実施、モニタリング、評価等の能力を強化する。

(6) 活動内容

- ①女性問題を担当する全国30ヵ所の政府機関を対象としたジェンダー・センシティブティーやジェンダー分析と計画などに関する研修の実施
- ②NCRFWの職員や政府の女性問題担当官を対象とした、研究、セミナー、ワークショップ、スタディツアー(カナダにおけるジェンダー問題への取組みを学習する)等を通じた能力の向上
- ③NCRFWや女性問題を扱う他の国家機関に関する広報資料(パンフレット、ビデオ、スライドなど)の作成

(7) 援助側実施体制

CIDAにおいては、アジア局フィリピンデスクにて本プロジェクトを担当し、NCRFWを実施機関として選定のうえ、マニラにあるCIDA事務所WID担当官にて、プロジェクトの実施状況のモニタリングを行っている。評価については、第三者に委託し客観的評価を実施するようにしている。

(8) 相手国側(C/P配置、費用負担)

相手国側の実施機関であるNCRFWでは、10人(NCRFW職員4名、シニア契

約研修職員2名、契約研修職員2名、契約プロジェクト経理担当者1名、秘書1名)のスタッフを配置している。NCRFWでは、施設とこれらカウンターパートを提供し、その他フィリピン政府としてプロジェクトに投入している契約職員用の給与として97,500ドルを負担している。

(9) アウトプット (成果と波及効果)

研修については、既に5,106名の参加者を得て、139回の研修を実施し、ジェンダー問題を男女の問題として人々の注意を喚起することができた。キャパシティビルディングについては、NCRFWの職員を対象とした能力開発のワークショップを14回、発表会を3回実施した。中央省庁においては21のWID担当窓口が設置されたので、その担当官を対象としたジェンダーセンシティブやジェンダー分析と計画などに関するセミナーを100回以上開催した。プロジェクト後半には、各種啓蒙活動のための資料、ビデオ、スライドが作成された。

(10) 成功の要因

- ・NCRFWで実施中のジェンダー対策に適切な支援を提供できた。
- ・フィリピン政府の継続支援があった。
- ・ジェンダートレーニングを政府を通じて実施するというNCRFW指導部のやる気とコミットメントがあった
- ・ジェンダートレーニングに対する非常に大きなニーズがあった

プロジェクト例2 (貧困)

(1) プロジェクト名

Rural Maintenance Program (RMP)

(2) 援助対象国及び地域

バングラデシュ

(3) 協力期間

フェーズIII 1995年7月～1998年6月

(4) 援助額

5,660万ドル (フェーズIIIのみ) *相手国負担額 1,700万ドル

(5) 目的

- ①土地を持たない見捨てられた寡婦や3人以上の子供を持つ夫と離縁した女性を雇用し、市場への道路を持続的かつ効果的な方法で維持することを支援する。
- ②道路維持の仕事をしている女性がプロジェクトが終了した時、貧窮生活に戻ることなく生計を立てられるように、生計維持の方法を訓練する。
- ③プロジェクトの道路メンテナンス機能をMLGRDC (Ministry of Local Gov't, Rural Development and Cooperatives) のLocal Government Engineering Dept.に移管する。
- ④将来的には、プロジェクトの収入多角化機能とプログラムの調整を、貧困女性に焦点を置くとコミットするバングラデシュ側組織に移管する。

(6) 活動内容 (フェーズIII)

RMPプロジェクトでは、貧窮状態にある6万人の女性を雇い、市場までの6万マイルの道路を維持管理に従事させることによって賃金を支払い、生計向上を図るものである。その活動は、

- ①女性達をくじ引きで15のグループに分け、それぞれに15マイルの道路維持を分担させ、CAREバングラデシュのRMPスタッフによる道路維持技術の訓練を実施する。簡単な工具も提供する。CAREバングラデシュの監督者（女性）が定期的に訪問する。
- ②給与の支払を各人の銀行個人口座へ振り込むことによって、銀行預金方法を紹介する。また、給与の20%を強制的に積立て、RMPとの契約が終了したときの投資用資金とする。預金の管理方法とともに収入を得る活動や零細企業運営（例えば、牛を飼い牛乳を販売する、力車のレンタル業を営む、小規模農業を行う）に関する訓練を実施する。
- ③4年間のプロジェクトは、道路整備員として女性の卒業生を、他の貧困女性に置き換えるための数ヶ月の研修をもって終了する。さらに、訓練を受けた女性の60%が、小規模ビジネスを起こし、貧困から脱出できるようにする。

(7) 援助側実施体制

CIDAにおいては、アジア局バングラデシュデスクにて本プロジェクトを担当し、CAREを実施機関として選定のうえ、ダッカにあるCIDA事務所員がプロジェクト実施に必要な資金の提供とモニタリングを行っている。CAREは、CIDAとの合意に基づいてプロジェクトの道路維持部門の実施と管理、収入多角化部門の実施を担当する。（CAREのスタッフは、1名はカナダに、2名のCARE国際スタッフがバングラデシュに配置されている。）

(8) 相手国側（C/P配置、費用負担）

- ・大蔵省、Economic Relations Division（ERD）

RMPプロジェクト実施に関するカナダ政府への責任を担う

- ・MLGRDC（Ministry of Local Government, Rural Development and Cooperatives）

PSC（Project Steering Committee）を統括し、プログラム全体の責任とバングラデシュ政府内の関係機関の調整を担う

- ・MLGRDCのLGED（Local Government Engineering Department）

CAREとともに働き、徐々にPSCの責任を引き受け継ぎ、道路維持の目的や実施の達成度をモニタリング・評価する。CARE職員や地方政府職員とともに研修やセミナー、評価を実施する。

- ・Local Bangladeshi entity（追って選考予定）

収入多角化部門とプログラム調整の責任を引き継ぐ。プロジェクト全体で働くバングラデシュ人461人のうち、RMPのダッカ本部に26名、435名が道路維持監督者及び女性への訓練指導員として9カ所のフィールドオフィスに配置された。大蔵省のEconomic Relations Division（ERD）では、プロジェクト実施に必要な人材と施設、その他の資源を提供し、徐々に道路維持に携わる女性への給与負担分を増大することになっている。（1995年6月負担率：10%→2000年7月：負担率90%）また、RMPの実施責任をCAREからLGED、その他のローカルパートナーに移

行させる支援も行う。

(9) RMPフェーズI及びフェーズIIのアウトプット（成果と波及効果）

RMPによって、6万人以上の貧窮状態にある農村女性が継続的な意義のある仕事に従事できた。それにより彼女らの家庭の生活水準が改善され、農村社会における彼女らの地位の向上に寄与した。また、道路作業の技術を習得し、預金プログラムを通じて資産を形成することができた。

さらに、道路が改善されたことによって、車輛や力車が以前は入りにくかった地域へもアクセスすることができるようになったため、種や肥料、農業普及員や銀行家、その他の政府職員がやってくるようになり、収穫物が市場に容易に運ぶことが可能となった。試験区間では、30～40%の農業生産増と農業従事者の労賃の三分の一の増収、10%の全家計収入の増加が確認された。

(10) RMPフェーズI及びフェーズIIの成功の要因

- ・ 貧困者のなかの貧困者を直接に支援した。
- ・ 安定した雇用と適切な収入を提供し、女性の緊急なニーズに応えた。
- ・ 非伝統的な職業を女性に紹介したため、長期に渡る効果を提供できた。それによってコミュニティーにおける女性の地位が改善され家庭における女性の役割を変化させた。
- ・ バングラデシュの末端道路のメンテナンス不足によるアクセス問題に、現実的な解決策を提供した。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

VI. カナダODAの今後の展望

A. ODAに関する国内の議論

1994年3月、政府はカナダの外交政策の包括的な見直しを行うため、特別委員会を設置した（政策見直しと新援助政策については第I章A. 1～3. を参照）。同年11月、委員会はカナダの外交政策及び援助政策についての提言を発表し、その報告書における国際援助に関するセクションを次の一節で始めている。

「委員会の提言のうち、国際援助ほどカナダ人の胸に深く訴えたものはなかった。委員会のヒアリングを受けた人は（委員会に対して）はっきりと確信を持って、「世界で最も貧しい人々を助けることはカナダにとって重要なことです。（人によっては）それはカナダの海外活動の最も重要な仕事です」と語った。

さらに最近では、CIDAは（外務省及び国防省とともに）、ICR（Insight Canada Research）に対し、カナダの海外活動に関する世論調査を委託した。ICRは1995年3月28日から4月17日までの間に、全国の成人カナダ人を対象としてインタビューを実施した。調査結果は、82%のカナダ人が貧困国における協力を重要と考えており、対外援助は（平和維持に続いて）、二番目に国際社会に貢献する重要事としている。カナダが援助プログラムを持っているべきかどうかという質問に対し、89%のカナダ人はイエスと答えた。大多数のカナダ人はODAは維持されるべき（51%）か増額されるべき（23%）と考えている。また、BHN支援の援助について最も支持する一方で、他の援助プログラム（環境、人権、女性問題）についても支援されるべきだとしている。

CIDAは以下のように説明している。世論は時によって変化するが、一般的にカナダ人は地震や飢餓などの自然災害については、内戦などの人的災害よりも重視する傾向がある。同時に、メディアによる一部の途上国の汚職に関する報告によって、カナダの援助プログラムの効率と効果については、非常に懐疑的であるという意見もある。しかしながら、援助プログラムに関する情報が（CIDAやNGOから）一般のカナダ人に提供されれば、世論の支持は自然に得られるとしている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

広報と開発教育

カナダ援助の広報は、1995年2月のカナダの新ODA政策 "Canada in the World" においても重要項目の一つとしてとりあげられており、カナダは、①プログラム／評価や教訓に関して、カナダ国民、国内の援助機関、国際機関、その他ドナー国と情報交換を行うこと、②援助対象国とのコンサルテーションの強化、③カナダ国民に対するODA情報提供、開発教育の促進を謳っている。。

CIDAは、これまでマスコミに対しては、ODAに対する批判が多いのは、開発についての理解が浅いからとの見方から、新聞記者を途上国に派遣して実際に途上国で経

験を得てもらい、記事の執筆を依頼してきた。

また、青少年が援助に対する理解を得ることの重要性に鑑み、年3回発行の開発に関する出版物の配布を行うなどして、開発教育に力をいれてきた。（注：カナダは、州政府が教育を管轄しているため、これら雑誌の配布等にはCIDAは連邦政府でありながらも、各州政府の教育省の許可・協力が必要となっている。）

しかしながら、これらの動きに逆行して、CIDAは1995年度の予算削減により、NGOを通じた開発教育（Public Participation Program）を廃止することを決定している。この決定により、国内向けの開発教育のみを実施しているNGO、また情報・資料センター等の施設、機関に対するCIDAの資金援助がカットされることになった。広報を重視する政策と予算カット、理想と現実のギャップの差が感じられるところである。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

B. 政策変更の可能性等

高まる援助ニーズと援助予算削減の狭間で、現在カナダODAシステムに課されている最大の課題は、限られた資源（財政的、人的）を最大限に有効活用して効率的に援助を行うこと、そして、その援助の成果をカナダ国民に明確に示し、ODAに対する理解と支持を保持することにあるとみられる。厳しいカナダの財政状況を反映してか、援助に対する国民の支持を得るために、今までになく「援助はカナダの利害にかなう」という議論が表立ってされるようになってきた事実もあるが、カナダはCIDAを中心に援助の効率性をあげ、援助の成果を明示するために、その援助実施体制作りを努めてきた。

援助体制に係わる近年の主な改革としては、援助目標と実施結果のリンクを明確にするためのプログラム（プロジェクト）運営管理手法ならびに評価手法・システムの見直しあげられる。また、プログラム運営の合理化の一環として、これまで別々に管理されてきたプロジェクトが、1つの大きなプログラムの下に取りまとめられるプロジェクトの統合化（プログラム化）の傾向がみられる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

1995年2月、8年ぶりに政府が新外交政策を発表したばかりなので、しばらくは政策変更はないと思われる。予算の制限と公的資金に対する議会の責任性に対応してCIDAは機構改革と管理体制改善に取り組んでいる。しかしながら、これ以上のODA予算の大幅な削減は実施されないと見られ、CIDAの組織改革も現在の段階で安定するものと思われる。

NGO、環境団体、ビジネスグループ、大学等のCIDAのパートナー組織との対話は、毎年、広く行われている。"Canada in the World"においては、政府は開発協力における対話のプロセスを強化することを公約しており、そこには広範な分野にわたるカナダ

人を巻き込んだ国際関係の年次会議の開催も含まれている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

参考文献（カナダ）

(和文)

- 外務省経済協力局（1995）「我が国の政府開発援助（上巻）」
- 国際開発センター（1990.3）「主要援助国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」
- 国際開発センター（1993）「セクター別援助指針策定のための基礎調査」
- JICA（1994.10.27）「JICAカナダ事務所報告」
（CIDAとカナダNGOの年次協議について）
- JICA（1995.12b）「JICAカナダ事務所報告」
（Canada's ODA at Glance カナダODAの概要）
- 日本労働組合総連合会（1995.4）「ODAによるNGO支援」

(英文)

- CIDA (1995.7), Geographic Programs Road Map-A Guide to the Bilateral Project Cycle
- CIDA (1995), Personnel Management Information System
- CIDA (1995), Annual Report 1993-94
- CIDA (1994), Annual Report 1992-93
- CIDA (1992), Annual Report 1991-92
- CIDA (1994), 1994-95 Estimates-Part III Expenditure Plan
- CIDA (1991), HANDBOOK 8 Guide to Bilateral Operational Policies and Procedures
- The Government of Canada (1995), Canada in the World-Government Statement
- JICA (1995.12a), 「JICAカナダ事務所報告 (CANADA'S ODA SYSTEM 1995)」
- JICA (1994.3), 「JICAカナダ事務所報告 (CANADA'S ODA SYSTEM 1994)」
- OECD (1994), Development Co-operation Review Series-Canada
- UNDP (1994), DONOR PROFILES

先進国援助機関調査（スウェーデン）

I. 援助の目的と制度	1
A. 援助政策	1
1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み	1
2. 援助理念と目的	1
3. 中期政策目標（援助の重点政策）	2
4. 援助対象国について	3
a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準	3
b. 国別の援助戦略等	3
c. 援助対象国上位10カ国と援助額	3
B. 予算額と予算枠組み	5
1. 予算概要	5
a. 政府予算におけるODA予算の位置付け	5
b. 二国間援助と多国間援助の割合	5
2. 二国間援助実績（過去3年間）	6
a. 構造、枠組み	6
b. ODA予算のセクター別配分	6
c. ODA予算の国別配分	6
3. 多国間援助予算（過去3年間）	8
a. 拠出先機関、金額及び割合	8
C. 国レベル実施体制	8
1. 全体機構	8
a. ODAに関与する政府機関、省庁、実施機関の名称	8
b. 各機関の関係を示すチャート	8
II. 各主要援助機関の概要	11
A-1. スウェーデン国際開発協力庁（Sida）	11
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	11
2. 事業の範囲と内容	11
3. 機構	12
a. 組織図	12
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	12

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト.....	12
4. 過去3年間の実績	16
a. 国別援助額	16
b. セクター別援助額	16
A-2. 国際技術経済協力事業団 (BITS)	19
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地等	19
2. 事業の範囲と内容	19
3. 機構	20
a. 組織図	20
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	20
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト.....	20
B. 外部機関との協調	21
1. 国際機関	21
a. 指針	21
b. 調査対象機関との定期協議の有無	21
2. 他の二国間援助ドナー	21
a. 指針	21
b. 調査対象機関との定期協議の有無	21
3. NGOとの協調	21
a. 協力関係にあるNGOの種類	21
b. 当該援助機関との関係	23
4. 地方自治体との関係	25
III. Sida における技術協力	26
A. プロジェクトのコンポーネント	26
B. プロジェクト・サイクル	27
C. プロジェクト運営管理手法	30
D. 専門家等の援助要員	31
1. 援助要員養成について	31
a. 養成機関	31
2. 専門家及び職員の安全対策	32
3. 専門家及び職員の福利厚生	32

a. 過去の被害状況	32
b. 安全対策	33
c. 保障制度	33
4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇	33
a. 人材確保状況	33
b. 確保システム	34
c. 第三国専門家等の活用状況	34
E. 資機材調達時の入札方式、調達条件	35
a. 契約業者及び調達先のタイド条件	35
b. ディスバースメント	35
IV. 援助調査研究	36
A. 主要な研究機関	36
1. 研究機関概要	36
2. 研究内容	36
B. 援助機関と研究機関との関係	36
V. 新規課題／地球的課題への対応	37
A. SIDA (Sida) の新規援助課題全般に関する方針	37
B. SIDA (Sida) の各イシューに対する取り組みと戦略	37
C. 各イシュー別の調査	37
(1) 貧困緩和	37
(2) GENDER EQUALITY	38
(3) 環境	40
(4) 民主化と人権	41
(5) リプロダクティブ・ヘルス、人口	41
VI. スウェーデンのODAの今後の展望	42
A. ODAに関する国内の議論	42
B. 政策変更の可能性等	42

參考資料

..... 43

1. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組

スウェーデンの開発協力政策は、"Act of Parliament in 1962" によって初めて設定された。しかしながら、毎年、国会に提出される援助予算案に各年度ごとの援助政策の方向が記載されており、国会によって援助対象国が選定される。その基準は、最貧国が第一に優先され、その他に自由化のための長い闘争を経て独立した国々などが対象となっている。

出典：DONOR PROFILES (1990)

【主要先進国の無償援助】 (1989)

「JICA 英国事務所報告」 (1994.3)

2. 援助の理念と目的

スウェーデンの援助の基本理念とは、1814年のナポレオン戦争以来の積極的な中立政策に基づいた世界の貧困に苦しむ人々との連帯にあり、援助を通じ世界の平和・繁栄と真の民主主義を達成するために貢献することである。したがって、その援助の目的は1978年の国会決議により開発途上国の①経済成長、②経済的・社会的平等の実現、③経済的・政治的独立、④民主化、そして1988年に加えられた⑤環境保全の5項目の推進と定められている。

①経済成長 (ECONOMIC GROWTH)

農業及び産業を発展させ、経済力を向上させる。

②経済的・社会的平等の実現 (ECONOMIC & SOCIAL EQUALITY)

社会的・経済的な不平等をなくすための第一段階として最貧国の生活水準を改善する。つまり、就学率の向上や、医療サービスへのアクセス改善、貧富の差の解消等が挙げられる。

③経済的・政治的独立 (ECONOMIC & POLITICAL INDEPENDENCE)

経済及びそれに関連する問題に対する意思決定をその国自身で実施できるような援助を行い、国家の独立に必要な環境を作り上げる。

④民主化 (DEMOCRATIC DEVELOPMENT)

ローカル・地域・国家の各レベルで開発段階への人々の参加機会を拡大する。

⑤環境保全 (ENVIRONMENTAL EQUALITY)

天然資源の持続的な利用と環境保護に対する貢献を行う。

出典：【主要先進国の無償援助】 (1989)

HOW AIDS WORKS (1989)

3. 中期政策目標 (援助の重点政策)

近年の援助政策では、援助対象国の民主化、人権、市場経済の発達、援助効果の達成度が重視されている。というのは、人権や自由な市場は個人及び家族の自由、イニシアティブ、選択を確かなものとし、バランスの取れた開発の成功に不可欠だからである。民主化促進に関しては、社会の安定や人権、人道的な法律の保護の点からも、対立の解決や国家の安定に努力をむけるべきとされている。中央統制された計画経済から市場経済へ移行も経済成長を促すために重要な事項であるが、これも環境、人権、民主化を念頭に置いて実行すべきであると考えられている。

①人権、民主化、機会平等

民主的形態の政府は社会を形成する上で市民にとって最善の環境であるため、スウェーデンでは変化のプロセスの中心には民主的開発を念頭においている。人権の尊重を明らかにすると共に、教育やヘルスケア等の現状を改善し、女性の地位に関する支援を行う。女性の社会生活への参加、プロジェクト計画、意思決定への活発な参加等、女性問題は援助対象国との対話で定期的に取り上げられる他に、スウェーデンは国際機関、特に上級職員の地位への女性の雇用問題を活発に取り上げている。また、児童虐待の問題についても関心が強まっている。

また、スウェーデンの外交政策の中で南アフリカの反アパルトヘイト運動や少数白人の抑圧に対する反対運動への支援も重要視されており、ANCや南アフリカのNGOに対して継続的な人道的援助を行っている。なお、援助対象国において独裁等によって人権が侵害された場合には、援助停止の措置を取ることがある。

②市場経済の発達

市場の発達には大規模な規制緩和や国家の介入の阻止が必要であるが、同時に自由経済には法的・制度的な枠組みも必要とされるため、経済の発達には国家と市場の相互作用が重要である。したがって、市場経済の発展支援は、ダイナミックで効率よく機能する自由経済及び効果的で責任のある公的セクターに必要な基本条件を整えるべきであると考えられている。

③援助効果

援助効果とは、援助が援助対象国の開発及びそれに関連する資源の管理能力等に効果の点から、どのようなインパクトを与えるかという事である。それと同時に、スウェーデン側の開発援助努力の設計・管理及び援助対象国の変化するニーズや状況への急速な援助の適用能力の効率性の問題であるといえる。従って、援助国間でも国際開発協力において、協力体制の改善が行われなければならない。また、二国間・多国間援助どちらも、最貧国の債務問題を軽減する手段と共にマクロ経済調整及び構造改革への支援には

プライオリティーが与えられている。これに関連して他の二国間ドナー及び世界銀行との協力が重要になってきている。

その他スウェーデンで優先が与えられている分野に、災害救援及び復興作業、バランスの取れた人口成長、環境的に持続可能な開発、そしてNGOがある。国連における社会・経済的分野でのスウェーデンの役割強化にも力を入れている。

出典：SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93 (1993)

4 援助対象国について

a 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準

b 国別の援助戦略等

c 援助対象国上位10カ国と援助額

援助重点国の重複を避けるため北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー）は援助協定を締結し、北欧全体としてより効率的な二国間・多国間援助を行っている。〔二国間ではタンザニア・南部アフリカ各国（SADCC）〕。

スウェーデンにはカントリー・プログラムまたはカントリー・フレームと呼ばれる国別の援助計画が1970年代初頭から策定されており、スウェーデン国際開発庁（Swedish International Development Authority: SIDA）〔1995年7月に他の援助関係4団体と統合し Swedish International Development Cooperation Agency: Sida—スウェーデン国際開発協力庁となった。詳細は第II章を参照〕を通じたスウェーデンの二国間援助の基本となってきた。このカントリー・プログラムは、ドナーと援助対象国が対等の立場となって、長期的な協力が活発に行われるよう、企画・交渉の手段として活用されてきた。現在の国別援助計画で対象としている国（Programme Country）（以後「国別援助計画対象国」で統一）にはおよそ20カ国が対象、重点国となっており、ODA全体の50%強がこれらの国向け援助となっている。

1995年のSida創設後には、より効率的な援助を実施するために、従来の国別援助計画を見直す必要が生じた。そこで、当該被援助国との対話のもとに、Sidaで"Country Strategy"（国別戦略）を作成し、政府の承認を得るようになった。1995年度には過去30年に渡る協力経験のもとに、インドに対する国別戦略が作成された。今後、スウェーデンの協力重点国については、この国別戦略が順次作成される予定になっている。

国別援助計画対象国向け援助の内訳（1993/94年度）

地域	国名	援助額	
		SEK million	US\$ million*
アフリカ	アンゴラ	160	19.3
	ボツワナ	70	8.4
	カーボ・ヴェルデ	20	2.4
	エチオピア	130	15.7
	ギニア・ビサウ	45	5.4
	ケニア	105	12.6
	レソト	30	3.6
	モザンビーク	320	38.5
	ナミビア	90	10.8
	タンザニア	445	53.6
	ウガンダ	85	10.2
	ザンビア	255	30.7
	ジンバブエ	195	23.5
アジア	ラオス	100	12.0
	スリランカ	100	12.0
	ベトナム	180	21.7
南西アジア	インド	345	41.5
	バングラデシュ	120	14.5
中米	ニカラグア	270	32.5
19カ国計		3,065	369.1

*IMF 1993年12月31日現在の交換レート（1 SEK = US\$0.1204）を参考に算出

出典：SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93（1993）

スウェーデン二国間ODAの地域別割合（1994/95年度）

地域	割合（％）
アフリカ	37.0
中央・東ヨーロッパ	9.5
アジア	22.0
ラテンアメリカ	9.8
その他（グローバルプロジェクト）	21.6

出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95（1996）

スウェーデンの開発援助の半分以上はSIDAを通じた国別援助計画対象国向けの長期的な開発援助であった。しかし、それと同時に、人権及び民主的社会開発促進のための援助の増加が目ざましい。民主化に関しては平等や児童の人権の保護の強化に重点が置かれている。スウェーデンのこの分野への援助は、ラテン・アメリカに対する援助を例にとると、1973年チリで軍のクーデターが発生した際、同国への二国間援助を全面的に中止したが、代わりに南米の殆どの国で人権侵害を受けているグループや家族に対する人道的援助を拡大し、エル・サルヴァドル、グアテマラといった中米で抑圧されている人々

にも、かなりの資金提供を行った。人道的援助資金は難民や家を失った人々への援助、政治的捕虜の裁判や医療費用援助、稼ぎ手が亡くなったり政治的捕虜になった家族への奨学金や生活補助に使われてきた。

また、NGO開発援助活動において活動的な役割を果たしており、これらの機関に対する政府援助も増加している。

出典：SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93 (1993)

B. 予算額と予算枠組み

1. 予算概要

a. 政府予算におけるODA予算の位置付け

b. 二国間援助と多国間援助の割合

スウェーデンのODAの政策・予算は、ディスバースメントベースの単年度予算であり（スウェーデンの予算年度は7月1日開始）、前年度以前及び当該年度にコミットされた案件についての当該年度の支出予定額が当該年度の予算額になるというものである（ただし、予算繰越は可能）。

スウェーデンの各援助対象国への拠出金額は、Sida創設以前までは毎年国会で決定され、個別プロジェクトの予算配分は、国別援助計画対象国に関しては当該年度の国別割当予算の範囲内で、SIDAからの提案に基づき外務省国際開発協力局が決定していた。その拠出形態は、プロジェクトごとに2カ年間支出する予算額をコミットする形をとり、予算額は1年目も2年目も同額となっている。またプロジェクトが3年以上にわたる場合は、年度ごとに国別割当予算から必要な援助額を配分することができるため、プロジェクト実施期間の時間的制限は特になく、長期的開発協力体制を立て易くなっていた。

（なお、Sida創設後の予算配分方法については未調査。）

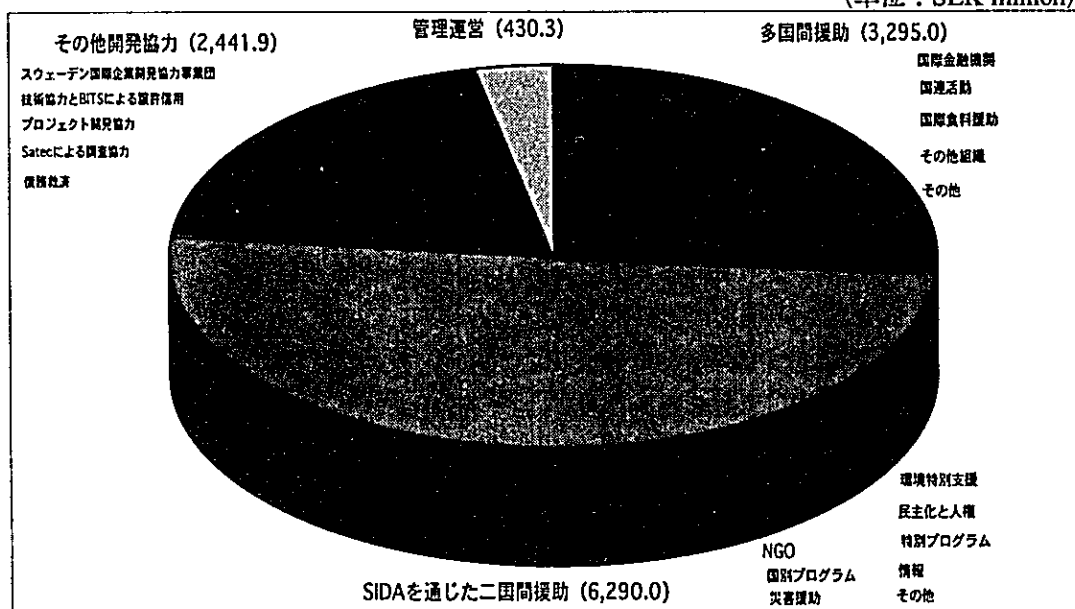
スウェーデンの援助総額の約7割はこの二国間援助で、贈与比率はこれまで100%であったが（1978年UNCTAD（国連貿易開発会議）のTDB（貿易開発理事会）決議以降）、低所得国向けのソフトローンを導入したことから、1994年の贈与比率は99.9%となっている。また、アンタイドを原則としているが、例外的に譲許的信用（Concessionary Credit—ODA資金に当たる贈与資金とODAに当たらない輸出信用を組み合わせたスキーム）のうちの贈与資金部分がタイドとなっている。（アンタイド比率: 92年89%）

1994年度のスウェーデン開発援助は国内経済状況の悪化から、対GNP比は0.9%となり、86年に定めたGNP比1%の目標を達成することができなかった。今後についても、厳しい国家財政の再建のため、国会は95年度以降、援助予算を98年度まで凍結することを決めているが、経済状態が許せばGNP比1%目標を実現させる意向である。

- 出典：「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）
 「SIDA要人のJICA企画部長への訪問議事録」（1992.2）
 「主要先進国の無償援助」（1989）
 「我が国の政府開発援助（上巻）」（1995）

1994/95年度 スウェーデン開発協力の予算内訳

(単位：SEK million)



出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

1994/95年度スウェーデン開発協力の予算内訳

	SEK million
多国籍間援助	3,295.0
SIDAを通じた二国間援助	6,290.0
その他開発協力	2,441.9
運営管理	430.3
合計	12,457.2

出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

2. 二国間援助実績(過去3年間)

- a. 構造、枠組み
- b. ODA予算のセクタ別配分
- c. ODA予算の国別配分

無償資金協力

スウェーデンの無償資金協力については、カントリー・プログラムに加えて、次の援助スキームがある。

- ①地域プログラム
- ②人道主義的な問題に対する援助－ラテンアメリカ
- ③人道主義的な問題に対する援助－南部アフリカ
- ④NGOを通じた援助
- ⑤緊急援助
- ⑥特別プログラム（エイズ、環境、エネルギー分野に対する協力や試行的活動実施方法の開発等に対する資金援助）

しかしながら、無償援助のうち無償資金協力と技術協力は予算上の区分がなく、実施手続き上も明確に分かれていない。これは、技術協力でも無償資金協力でも、契約主体が援助対象国になる場合とスウェーデンになる場合があるためである。従ってDACに報告する際には、協力内容によって区分が行われている。SIDAについても無償資金協力を限定したカテゴリーはなく、各プログラムの中で技術協力と無償資金協力の両方を実施していた。また、SIDA関連では、小規模無償資金協力のような制度はなかった。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

技術協力

Sidaに統合される前のBITS（The Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation）は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、そして東欧の国々に知識及び技術移転を促進していた。BITSによる技術協力は、環境保護／天然資源計画、エネルギー生産／分配、公的及び地方行政、採鉱、ビジネス経営分野のスウェーデンの特殊技術及び技術的ノウハウを供給するための資金援助であるが、その主な技術援助形態はコンサルティング・サービス、トレーニング・プログラムであった。

毎年BITSは40程度の国際トレーニング・プログラムに資金を提供していたが、その種類はテレコミュニケーション、産業、エネルギー分野に加え、環境、社会民主化に関連したコースもあった。（Sida創設後の技術協力実施体制については、未調査）

出典：Fact Sheets on Sweden（1992）

借款

1978年のUNCTAD決議を境に、新たなODA借款は供与していない。

出典：『基金調査季報』（1985）

3. 多国間援助予算(過去3年間)

a. 拠出先機関、金額及び割合

1994/95年度の多国間援助は、全体的に削減傾向にあるODA予算の中でもコンスタントな割合を占めており、全ODA額の約3分の1が国際機関向けに支出された。スウェーデンでは、増加する地球規模的相互依存から国際協力の必要性を認識しており、貧困の削減、緊急援助及び難民救済、生態系を考慮した開発、人口及び麻薬管理等を扱っている国際機関に対して資金拠出を優先している。

技術協力分野ではUNDPを通じた支援に重点を置いている。それに加え、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR）や国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）、パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief Agency for Palestinian Refugees: UNRWA）に対する最大のドナー国となっている。また、スウェーデンのEU加盟に伴い、1995年度予算では援助予算の5%が、EU援助予算へ振り分けることとなった。

1994/95年度開発機関を通じた開発協力の内訳

プログラム	SEK million
UNDP	570
UNFPA	140
UNICEF	350
食糧援助	270
難民	421
世界銀行、開発銀行及び基金	877
その他	667

出典：『ODAによるNGO支援』（1995）

C. 国レベル実施体制

1. 全体機構

a. ODAに関与する政府機関、省庁、実施機関の名称

b. 各機関の関係を示すチャート

援助は国際開発協力担当大臣（閣内相）の管轄であり、外務省の国際開発協力担当次官が統括する外務省国際開発協力局が補佐を行う。援助政策の企画・立案・予算計上は外務省が行う。

援助実施機関としては、国際機関を担当する外務省国際開発協力局ほか、外務省監督の下、以下に紹介する実施機関があったが、近年の厳しい国内経済状況と変化する世界

の多様な援助ニーズに応え効率的な援助を実施する必要性から、1995年7月に援助関係5団体（SIDA、BITS、Sandö、SAREC、SWEDECORP）を統合し、スウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Cooperation Agency: Sida）を新たに発足させた。

スウェーデン援助行政に携わる人員

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95
SIDA全体	558	556	542	511	538
SIDA本部	441	439	428	406	441
SIDA海外事務所	117	117	114	105	97
外務省 (Ministry of Foreign Affairs)	60	65	65	65	68
その他 (BITS,SAREC,SWEDECORP, SWEDFUND,Sando,etc.)	201	214	210	218	204
合計	819	835	817	794	810

出典：Development Co-operation Review Series (1996)

* 旧主要ODA実施機関及び概要 *

(1) スウェーデン国際開発庁

Swedish International Development Authority: SIDA

スウェーデンの途上国援助は、もともと協会組織や福祉組織等のいわゆるNGOにより実施されていたが、これらを政府が取りまとめSIDAという1つの組織を設立させた。SIDAはスウェーデンの二国間援助機関の中でも最大の機関で、二国間援助の計画・実施及び評価を担当、国別援助計画対象国向けの資金協力、技術協力を一括して実施してきた。また、緊急援助、難民支援解放運動、途上国で働く人員の採用等も行っていった。

(2) スウェーデン国際技術経済協力事業団

Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation: BITS

1979年に国別援助計画対象国以外の国（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧）への技術協力を行うことを目的に設立された機関で、その後81年にアソシエテッド・ファイナンス（AF:Associated Financing）による譲許的信用供与スキーム（Concessional Credit Scheme）が導入され、技術協力（専門家～コンサルタント派遣、トレーニング及び研修プログラム、制度面への支援等）と資金協力を担当していた。資金協力の面ではスウェーデンにおける唯一の譲許的信用（Concessional Credit Scheme: CC）担当機関として国別援助計画対象国も含む国々に資金協力を行い、貸付金はエネルギー、工業などの分野でスウェーデン製の製品、サービスなどの提供に使われていた。CCは贈与の援助資金と商業ベースのローンを組み合わせて供与するプロジェクト・ファイナンスであるが、BITSはこのうち贈与分の供与を実施していた。

(3) スウェーデン開発途上国調査協力事業団

Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries: SAREC

1975年に設立、1979年よりSIDAより独立した機関となったSARECは途上国における開発調査研究者への援助、国際機関・途上国との共同調査、スウェーデン国内における調査研究者への支援等を実施していた。

(4) スウェーデン国際企業開発公社

Swedish International Enterprise Development Corporation: SWEDECORP

途上国の民間部門へのノウハウの提供を行っていた。

(5) スカンジナビア・アフリカ研究所

Scandinavian Institute of African Studies

(6) 国際開発教育におけるスウェーデン委員会

The Sandö Center: The Swedish Board for Education in International Development

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

『基金調査季報』（1993）

『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

『JICA英国事務所報告』（1996.3）

Ⅲ 各主要援助機関の概要

新旧のSIDAについては、以下のとおり表記方法が異なるので注意のこと。

SIDA（旧）：Swedish International Development Authority

Sida（新）：Swedish International Development Co-operation Agency

A 1. スウェーデン国際開発協力庁

Swedish International Development Cooperation Agency (Sida)

1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

1995年7月1日、多様な援助ニーズに応え効率的な援助を実施するためSIDA・SAREC・SWEDCORP・BITS・Sandöが統合され、スウェーデン国際開発協力庁（Sida）が発足した。組織構成や事業分担、政策方針については未だ改革が進行している最中につき不明である。

SIDA（Swedish International Development Authority）については1965年、スウェーデンにおける各種援助の実施を効率化するための統一的機関として設立され、スウェーデンの援助予算全体の約半分を執行する最大の実施機関であった。二国間技術協力はNIB（国際援助局）から、二国間資金協力は大蔵省から、また人道援助及び国際援助機関との協調融資は外務省から受け継いで外務省の管轄のもとに統合援助実施機関として設立された。

Sida本部所在地

S-105 25 Stockholm, Sweden

Telephone; +46 - 8 - 698 - 50 00

Facsimile; +46 - 8 - 20 - 88 64

出典：『基金調査季報』（1985）

「JICA英国事務所報告」（1994.3）

「JICA英国事務所報告」（1996.3）

2. 業務の内容と範囲

SIDAの主な業務は、開発途上国（通常国別援助計画対象国）の開発協力プログラムの作成、実施及び評価であった。また、災害救援や難民救済などの他の援助形態にも責任を有していた。なお、借款については1979年以降全て無償化措置を取ったため、新規借款の供与は現在実施していなかった。

出典：「基金調査季報」（1985）
「JICA英国事務所報告」（1994.3）

3. 機構

a. 組織図

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

SIDAは6つの部門（Department）、11の部署（Division）、7つの事務局（Secretariat）、そしてスウェーデン二国間援助の援助対象国に位置する17の開発協力事務所から構成されていた。6つの部門のうち4つは地域別の部門、その他各セクターを統括する部門と管理部門とに分かれていた。また、SIDAの援助対象国における海外事務所（Development Cooperation Office）は、大使館の一部となっていたが独立機能を有しており、プロジェクト評価（Evaluation）のみを行っていた。

Sidaの組織については、次のようになる模様である。

長官（Director-General）及び14の部長（Director）を含めた職員総数650名（内海外事務所勤務は90名）程度の規模となる見込み。14の部は以下のとおり。

<u>地域5部</u>	南部アフリカ 東、西アフリカ アジア ラテンアメリカ 中央・東欧（エストリア、ラトビア、リトアニアも含む）
<u>セクター5部</u>	民主化、社会開発 インフラ、経済協力 天然資源、環境 調査研究 NGO、緊急災害援助
<u>総務及び SANDO 5部</u>	（財務、人事、職員研修、開発協力専門家のリクルート、 SANDOの研修事業を含む）
<u>スタッフ機能3部</u>	政策、法務 評価、内部監査 広報、情報

なお、Sidaとは別な組織として運営審議委員会（Board of Directors及びSida長官から構成、議長は長官が兼務）が設けられ、同審議会がSidaの基本的事項及び国会政府の決定事項の履行確認を行う予定である。同審議会のメンバー及び長官は政府の任命により決定される。

出典：「JICA英国事務所報告」(1994.3)

「JICA英国事務所報告」(1996.3)

SIDAの人員体制

(1995.6.30現在)

	職員	SIDAプロジェクト					国連			合計
		KAP	BBE	KTA	MFS	合計	MBE	UNV	合計	
アンゴラ	5	2				2			0	7
バングラデシュ	4	1	2			3			0	7
ボツワナ	4					0	1		1	5
エチオピア	6	2	1		3	6		1	1	13
ギニア・ビサオ	5	3				3	1		1	9
インド	5		2			2	1		1	8
カーボ・ヴェルデ					1	1			0	1
ケニア	6	10	3		1	14	1		1	21
ラオス	8		2			2	1		1	11
レソト			1			1			0	1
モザンビーク	8	5				5	2		2	15
ナミビア	4					0			0	4
ニカラグア	6		1			1			0	7
スリ・ランカ	3	1	1		12	14			0	17
南アフリカ共和国	3				2	2			0	5
タンザニア	10	6	1		4	11	2		2	23
ウガンダ	1		1			1	3		3	5
ヴェトナム	7				3	3	1		1	11
パレスティナ	1					4				
ザンビア	7	3			1	2	1		1	12
ジンバブエ	5				2	20	5		5	12
その他	3		1	3	16	20	52	7	59	82
開発協力合計	101	33	16	3	45	97	71	8	79	277
SIDA本部	441									
総計数	542	33	16	3	45	97	71	8	79	718

KAP=Employees on contracts

BBE=Bilateral associate experts

KTA=Short-term employees

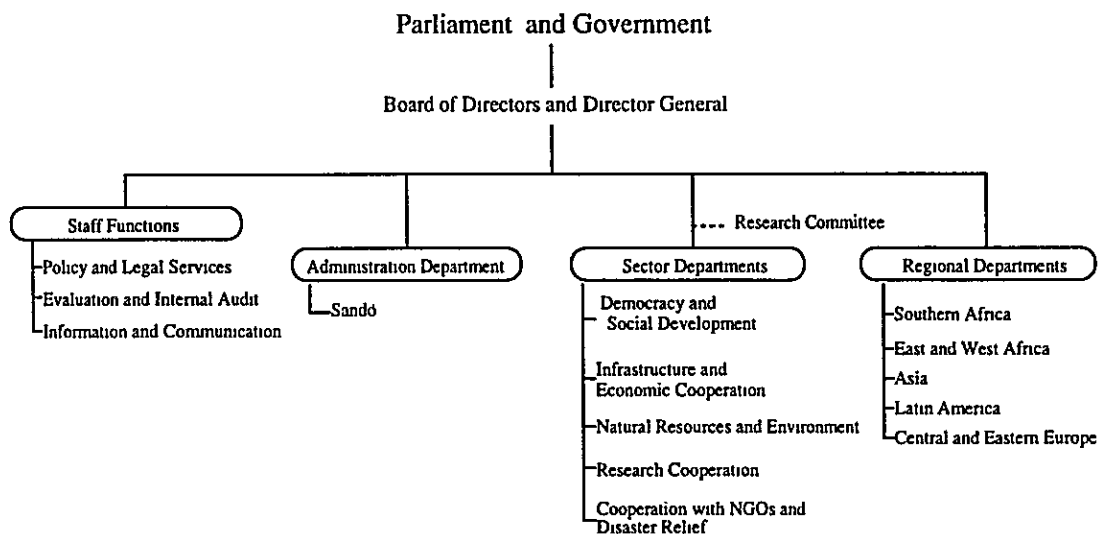
MFS=Minor Field Studies

MBE=Multilateral associate experts

UNV=United Nations Volunteers

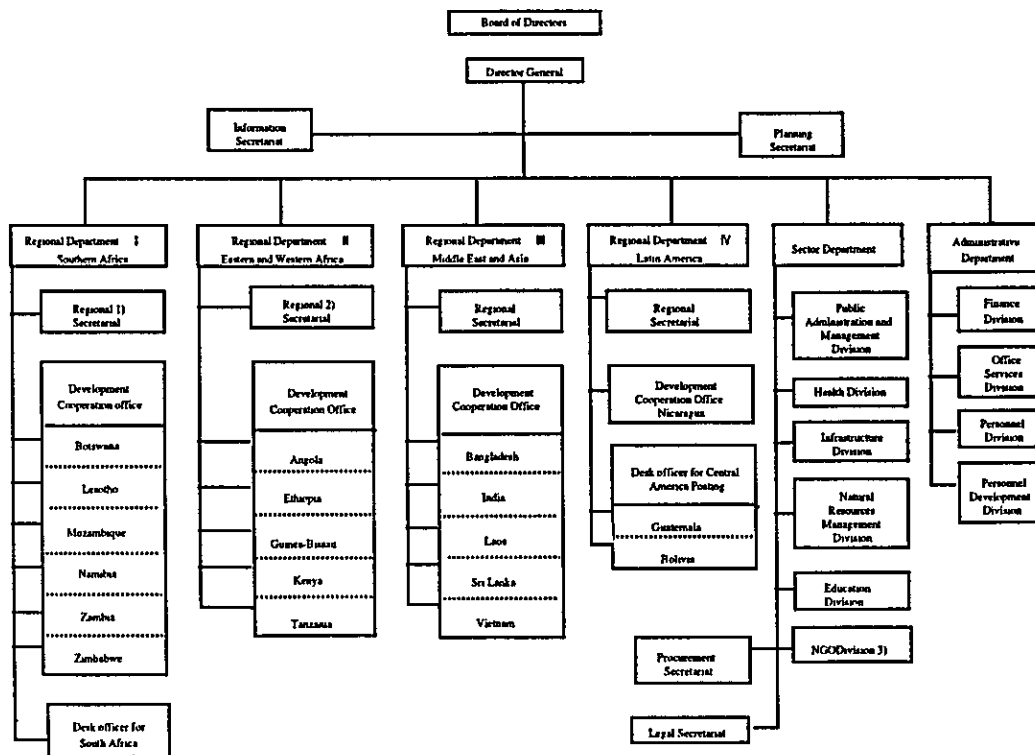
出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

Sida 組織図



出典：New Sida to Coordinate All Swedish Development Cooperation

SIDA 組織図



1) The development cooperation with SADCC is administrated by the Regional Secretariat
 2) The development cooperation with Cape Verde and Uganda is coordinated by the Regional Secretariat
 3) Division for cooperation with non governmental organizations and disaster relief

出典：JICA 英国事務所報告 (1994)

SIDAの海外事務所一覧

Angola

Embaixada da Suécia
 Gabinete de Cooperaçao para o Desenvolvimento
 CP 1130, LUANDA, ANGOLA
 Office: Rua Garcia Neto 9
 Telephone: 009244-234 04 24
 Telex: 009913126 SVENSK AN
 Telefax: 009244-233 94 82

Guinea-Bissau

Embaixada da Suécia
 Gabinete de Cooperaçao para o
 Desenvolvimento
 Apartado 52, 1021 Bissau Codex,
 GUINEA - BISSAU
 Office: Avenida Domingos Ramos 34
 Telephone: 009245-20 10 38
 Telex: 00969 243 SVENSK BI
 Telefax: 009245-20 10 68

Bangladesh

Swedish Embassy
 Development Cooperation Office
 PO Box 304, DHAKA, BANGLADESH
 Office: 73, Gulshan Avenue
 Telephone: 009880-288 47 61-64
 Telex: 0078064 23 03 SVENSK BJ
 Telefax: 009880-288 39 48

India

Swedish Embassy
 Development Cooperation Office
 Nyaya Marg, Chanakyapuri
 NEW DELHI - 110021, INDIA
 Office: Nyaya Marg, Chanakyapuri
 Telephone: 00991-116 87 57 33
 Telex: 0081 317 22 14 SIDA IN
 Telefax: 00991-116 88 55 40

Botswana

Swedish Embassy Development Cooperation
 Office
 Private Bag 0017, GABORONE, BOTSWANA
 Office: Development House, 4th floor, The Mall
 Telephone: 009267-35 39 12
 Telex: 00962 24 21 SWEDE BD
 Telefax: 009267-35 39 42

Kenya

Swedish Embassy Development Cooperation
 Office
 PO Box 30600, NAIROBI, KENYA
 Office: International House
 MaMa Ngina-Street/City Hall Way
 Telephone: 009254-2 22 94 15
 Telex: 00987 222 64 SVENSK NRB
 Telefax: 009254-221 89 08

Ethiopia

Swedish Embassy Development Cooperation
 Office
 PO Box 1142, ADDIS ABABA, ETHIOPIA
 Office: Ras Abeba Aregaye Avenue (Mexico
 Square)
 Telephone: 009251-151 12 55
 Telex: 00980 210 39 SVENSK ADDIS
 Telefax: 009251-151 58 30

Laos

Ambassade de Suède, Section de Coopération
 économique et Technique
 Boite Postale 800, VIENTIANE, LAOS
 Office: Route Sokpaluang
 Telephone: 009856-21 29 22
 Telex: 0080 443 13 SVENSK LS
 Telefax: 009856-21 91 00

Lesotho

Swedish Embassy Development Cooperation
 Office
 Private Bag A175
 MASERU 100, LESOTHO
 Office: Lesotho Bank Center, First floor
 Telephone: 009266-31 15 55
 Telex: 00963 44 32 SVENSK LO
 Telefax: 009266-31 00 69

Sri Lanka

Swedish Embassy Development Cooperation
 Office
 PO Box 1072, COLOMBO
 DEMOCRATIC, SOCIALIST, REPUBLIC OF
 SRI LANKA
 Office: 315, Vauxhall Street
 Telephone: 00994-143 58 70, 00994-12 92 61,
 00994-12 88 22, 00994-144 04 79
 Telex: 0080 32 12 53 SVENSK CE
 Telefax: 00994-144 88 64

Mozambique

Embaxida da Suécia, Gabinete de Cooperaçao
para, Desenvolvimento
CP 338
MAPUTO, MOÇNAMBIQUE
Office: Avenida Julius Nyererenr 1128
Telephone: 009258-149 00 91-94
Telex: 00992-6272 SVENS MO
Telefax: 009258-149 00 74

Tanzania

Swedish Embassy, Development Cooperation
Office
PO Box 9303, DAR ES SALAAM,
TANZANIA
Office: Extecom Building, 2nd floor,
Samora Avenue
Telephone: 009255-512 35 01-6, 009255-513
35 81-4, 009255-514 212-13
Telex: 00989 410 13 SVENSK
Telefax: 009255-514 69 28

Namibia

Swedish Embassy, Development Cooperation
Office
PO Box 23087, WINDHOEK, NAMIBIA
Office: Sanlam Centre, 9th floor
Independence Avenue
Telephone: 00926416-22 29 05
Telex: 0090 84 63 WK
Telefax: 009 264-6122 22 74

Vietnam

Swedish Embassy, Development Cooperation
Office
No. 2, Street 358, HANOI
SOCIALIST, REPUBLIC OF VIETNAM
Office: Ba Dinh
Telephone: 00984-423 21 89, 0984-425 48 24-5
Telex: 0080541 14 20 SWEMB VT
Telefax: 00984-423 21 95

Nicaragua

Embaraja de Suecia, Autoridad Sueca para el
Desarrollo Internacional (ASID)
Apartado Postal 2307, MANGUA, NICARAGUA
Office: De Plaza Espana, 1, Cuadra abajo, 2
Cuadras al lago, 1/2 Cuadra abaj
Telephone: 009505-266 00 85, 009505-266 69
10, 009505-266 27
Telex: 00375 13 53 SVENSK
Telefax: 009505-266 67 78, 009505-266 43 32

Zambia

Swedish Embassy Development Cooperation
Office
PO Box 30788, 101 01 LUSAKA, ZAMBIA
Office: Haile Selassie Avenue
Telephone: 009260-122 95 20, 009260-122 95
22
Telex: 0090241820 SVENSK ZA
Telefax: 009260-122 33 38

Zimbabwe

Development Cooperation Office
PO Box 4110
HARARE, ZIMBABWE
Office: Pegasus House, 7th floor,
52 Samora Machel Avenue
Telephone: 009263-479 06 51-4
Telex: 009072 46 95 SVENSK ZW
Telefax: 009263-470 20 03

出典：SIDA's Organization (1993)

4. 過去3年間の実績

a. 国別援助額

b. セクター別援助額

SIDAの主要援助国はおよそ20の国別援助計画対象国に集中していたが、そのODAデ

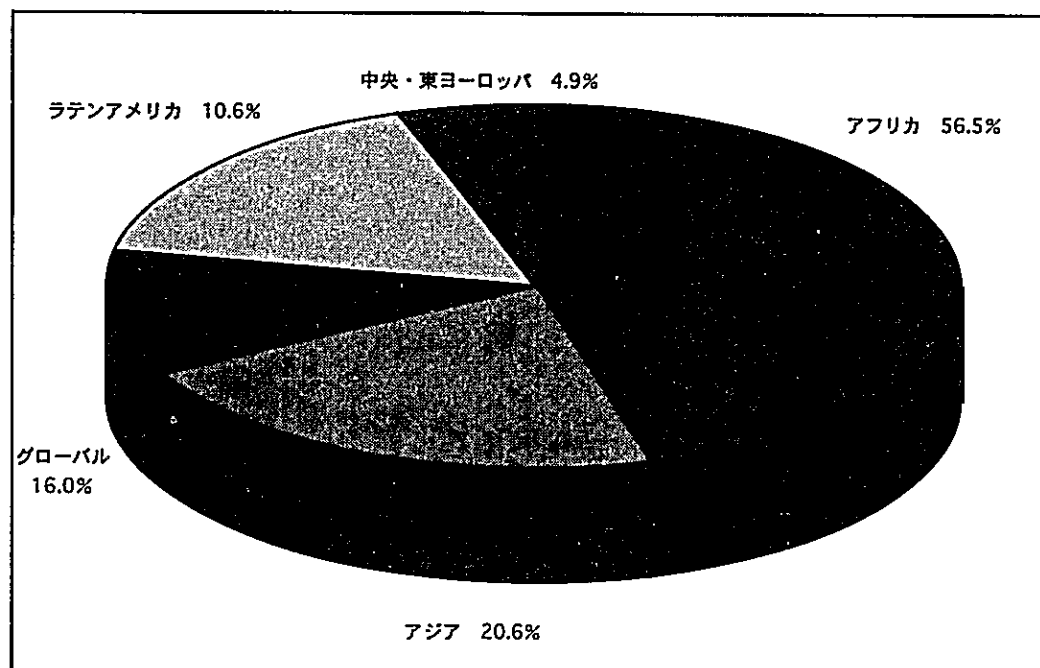
スバースメントの内訳は以下の通りである。

SIDAの主要援助国と地域総額（1994/95年度）

アフリカ		アジア	
アンゴラ	204,751	バングラデシュ	168,952
ボツワナ	48,753	インド	486,179
カーボ・ヴェルデ	35,686	ラオス	86,427
エリトリア	54,634	スリ・ランカ	58,183
エチオピア	275,713	ヴェトナム	139,371
ギニア	47,690	地域合計	1,453,251
ケニア	137,594	<u>ラテンアメリカ</u>	
レソト	24,611	ニカラグア	205,495
モザンビーク	498,854	地域合計	747,390
ナミビア	97,209	<u>オセアニア</u>	
タンザニア	230,224	地域合計	900
ウガンダ	228,631		
ザンビア	205,871		
ジンバブエ	225,338		
地域合計	3,069,605		
<u>中央・東ヨーロッパ</u>			
地域合計	347,060		

出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

SIDAの地域別援助額（1994/95年度）



出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

SIDAのセクター別援助 (1994/95年度)

セクター	SIDA	主要NGO	合計	(%)
Social Sectors	1,936,034	452,007	2,388,041	33.91
Education	474,432	205,468	679,900	9.66
Health	692,107	118,240	810,347	11.51
Water and Sanitation	224,499	10,603	235,102	3.34
Population	12,417	1,132	13,549	0.19
Culture and Media	61,991	-	61,991	0.88
Housing	39,682	-	39,682	0.56
Other Social	170,335	69,738	240,073	3.41
Human Rights	260,571	46,826	307,397	4.37
Infrastructure	647,240	11,278	658,518	9.35
Transport	180,698	-	180,698	2.57
Communication	85,035	-	85,035	1.21
Energy	356,544	-	356,544	5.06
Other Infrastructure	24,963	11,278	36,241	0.51
Productive Sectors	710,253	145,668	855,921	12.16
Agriculture, Forestry & Fishery	707,214	142,883	850,097	12.07
Industry, Mining & Construction	2,112	2,785	4,897	0.07
Trade, Tourism etc.	927	-	927	0.01
Administration and Management	389,396	0	389,396	5.23
Financial Administration	86,604	0	86,604	1.23
Banks	52,420	0	52,420	0.74
Central Administration	103,378	0	103,378	1.47
Local Administration	19,312	0	19,312	0.27
Support to Private Sector	8,096	0	8,096	0.11
Democracy and Justice	119,586	0	119,586	1.70
Multi sector	78,952	321,281	400,233	5.88
Emergency Assistance	1,438,737	28,604	1,467,341	20.84
Program Assistance	585,192	0	585,192	8.31
Import Support	128,985	-	128,985	1.83
Balance of Payment Support	306,207	-	306,207	4.35
Debt Relief	150,000	-	150,000	2.13
Administrative Costs	297,021	-	297,021	4.22
Total	6,082,825	958,838	7,041,663	100.00

出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

A-2 国際技術経済協力事業団

The Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation: BITS

1 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地等

BITSは1979年、議会の承認により設立された外務省所管の政府機関であり、経済及び社会開発の促進を委任されていた。1995年7月、開発援助を実施する他の4団体とともに新SIDAへ統合された。かつてBITSは低・中所得国への譲許的信用を含むスウェーデンの情報・技術の移転のほか、中央・東ヨーロッパの移行プロセスと環境保護も支援していた。

出典：「JICA 英国事務所報告」（1994.3）

【基金調査季報】（1993）

2 事業の範囲と内容

BITSは国別援助計画対象国以外の国に対して、スウェーデンの得意とする分野において、以下の4つの主要プログラムを実施していた。

①技術協力（Technical Cooperation）

低・中所得国のパートナーとのプロジェクト毎の協力で、スウェーデンからの知識移転を含む。技術協力の主な形態はコンサルティングサービス、トレーニングプログラム、制度的協力である。1992/93年度には、3億2,450万SEKの予算が技術協用に割り当てられた。1993/94年度の予算は3億5,000万SEKであった。

②譲許的信用（Concessionary Credits: CC）

スウェーデンのサプライヤーが国際入札で競争力を持ち、なおかつプライオリティの高い投資プロジェクトを対象としていた。多くのプロジェクトは世銀、地域開発銀行などの国際機関との共同ファイナンスの形を取っていた。1992/93年度には、BITSは合計31億200万SEKの信用を供与した。

③国際トレーニングプログラム（International Training Programmes）

スウェーデンが開発政策上重要な経験と能力を持つ分野に関して、毎年行われるプログラム。1993年にはこのプログラムの下、40の分野が対象となっていた。

④中央・東ヨーロッパとの協力

環境の保護と同様、行政／経済改革のプロセスを支援するため、知識の移転を行っていた。1993/94年度にはBITSはポーランド、バルト3国、ロシア、チェコ共和国、スロベニア、ハンガリーにおけるプロジェクト及び活動に資金を提供した。

ファイナンス機関としてBITSは、当該国のプロジェクト要請別に相手国とコストシェアリングの形で活動していた。BITS支援による当該国の自助努力がアプローチと理念の核をなすことから、BITSは二国間合意は結ばず、特定の国やセクターに対する援助が計画されることはない。各プロジェクトのプロポーザルは、対象となる国やセクターの利益に基づいて審査され、それぞれのプロジェクトは能力を有するパートナー（当該国に直接指示されたもの、もしくはスウェーデン、その他の国での国際入札によって選ばれたもの）によって実施された。どちらの場合も、当該国自身がスウェーデンのパートナーの選定に責任を有していた。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994.3）

Fact Sheets on Sweden（1992）

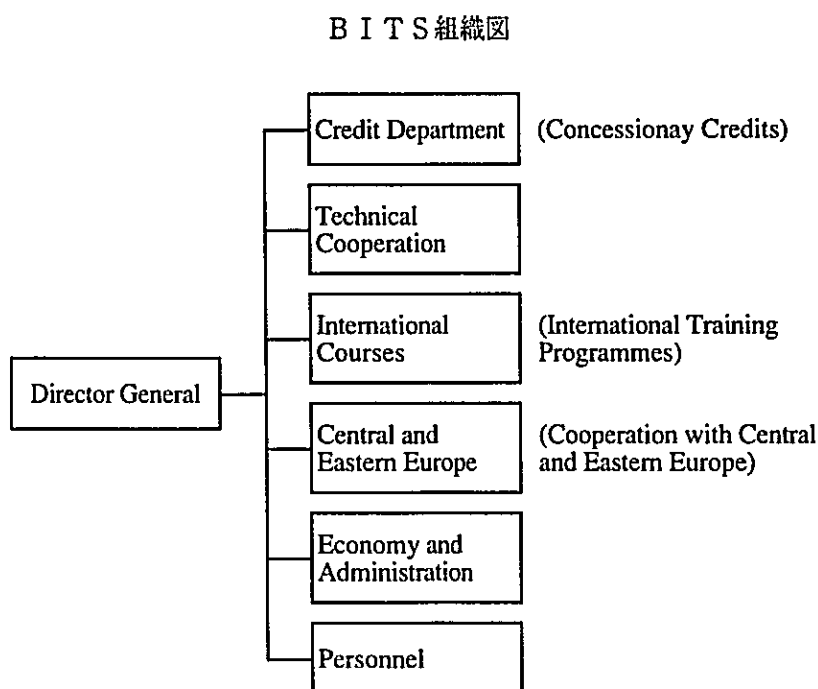
3. 機構

a. 組織図

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

BITSは Director General の下、36人の専門家と管理スタッフ（Administrative Officers）から構成されていた。機構は Director General 以下、管理及び人事の他に4つの部門が配置されていた。



出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

B 外部機関との協調

1 国際機関

a 指針

b 調査対象機関との定期協議の有無

スウェーデンはその開発援助政策において、国連を中心とする国際機関の合意事項を重視しており、環境や貧困にあえぐ人々の生活環境の改善を主な目標の1つに掲げた1992年6月リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（The United Nations Conference on Environment and Development: UNCED）の見地から、途上国に有益な問題（保健、水質、土壌汚染、教育、都市問題等）をSIDAやSARECの活動として高いプライオリティを与えてきた。スウェーデンは、世銀、地域開発銀行を含むその他の国際機関でも、より一層環境問題への関心を呼び起こし、UNCEDの決定が実行されているのを確認するために活動を行っている。また、SIDAはデンマーク、フィンランド、ノルウェーの援助機関と互いにより効率的な開発援助を実施できるよう、政策面での協調・情報の交換について合意を交わしていた。

出典：『基金調査季報』（1991）

SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93（1993）

2 他の三国間援助機関

a 指針

b 調査対象機関との定期協議の有無

未調査

3 NGOとの協調

a 協力関係にあるNGOの種類

スウェーデンのNGOの歴史は20世紀初頭に始まり、教会や消費者生協、労働組合などのNGO組織に政党がそれぞれ連携関係を持つという独特の発展を遂げてきている。

スウェーデンのNGOを分類すると、次の4つのグループに分けられる。

①キリスト教の聖職者団体

このグループの中で最も重要なのは20の教会とミッション・グループの頂点立つ組織のSwedish Missionary Council（SMC）である。

②労働及び協同組合運動（labor and cooperative movements）

このグループの2大組織は、貿易組合の頂点組織であるLO/TCOとThe Swedish Cooperative Centerである。LO/TCOはCouncil of International Trade Union Cooperationを通

して、草の根レベルでの貿易組合指向の教育支援に大きく関わっている。

③人道的援助機関

最も重要な機関として挙げられるのが、政府の災害援助を指揮するThe Swedish Red Cross と、SIDAから補助金 (Project Contribution) を受ける2団体、The Swedish Branch of Save the Children とThe Swedish Free Church Aid (DIAKONIA) である。その他の組織として、主に旧ポルトガル植民地にあるAfrica Groups in Sweden (AGIS) やThe Swedish Volunteer Service (SVS) がある。

④女性団体等の各種団体

The Swedish Cooperative Centre (SCC) など。

出典：DONOR PROFILES (1990)

スウェーデンの主要 NGO

THE SWEDISH RED CROSS	
LO/TCO	OLO/TCOs Bistandsnämnd-facklig utbildning genom internationallerna
PMU	Pingstmissionens u-landshjälp
RB	Rädda Barnen - Save the Children
SAK	Svenska Afghanistankommittén
SCC	The Swedish Cooperative Centre
SHIA	Swedish Handicapped Organizations International Aid Foundation
SKM	The Church of Sweden Mission
SMR	Svenska Missionsradet
SMU	The Swedish Missionary Council's Youth Organization
SRK	Svenska Röda Korset
SVS	Svensk Volontärsamverkan
UBV	Utbildning för bistandsverksamhet - Education for Assistance Programmes
UG/SCC	Utan Gränser/Swedish Cooperative Centre
AF	Afrikagrupperna
AIC	Arbetarrörelsens Internationella Centrum
ARO	Afrikagruppernas Rekryteringsorganisation -Africa Groups of Sweden Recruitment Organization
BIFO	Information for Development Assistance
DIAKONIA	Council for the Free Churches Development Assistance
UVB	Committee
	U-lands Volontärernas Bildningsförbund

出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92 (1992)

b. 当該援助機関との関係

NGO支援は1950年代にスウェーデンの開発協力の先駆けとなった。1952年には40のNGOにより、低開発国技術援助委員会（Committee to Technical Assistance to Less Development Countries）が結成された。これがSIDAの前身である。近年ではより効果的な援助のため、途上国での草の根レベルの活動に強く、また労働組合の結成をはじめ民主主義社会を促進する分野で活躍しているNGOの役割を重視する動きが強まり、SIDA内においてもNGO課が設けられNGOとの連携を強めていった。具体的にはSIDAのNGO課は、「一般条件（General Conditions）」と「指針（Guidelines）」に基づき、SIDAの開発協力予算からスウェーデンのNGOへ助成金を交付するなどNGO支援を行っていた。

1980年代初頭までは、SIDAはNGOからのプログラムやプロジェクト提案を審査し、約200のNGOと直接に協定を結んでいたが、1983年にこうした方式を変更し、SIDAは14のNGOの管轄組織（アンブレラ組織）とそれぞれ2年間の包括協定を結び、それを通じて大規模な開発専門の組織から小さな数人の開発協力研究組織にいたる総計約600のNGOに支援を行ってきた。以下にSIDAが持っていたNGOへの助成内容と助成率を記す。

（1）マッチング・グラント（Matching Grant）制度

SIDAの80%の助成に対し、NGOはスウェーデン国内で集めた資金により残りの20%を用意することが求められる。この20%は現物でも良い。但し、ボランティア派遣NGO、女性対象の開発プロジェクト、開発教育の場合には100%助成が行われる。また、途上国のNGOが直接SIDAにプロジェクトへの助成を申請した場合は100%の助成が得られる。

（2）緊急・難民援助

スウェーデンの緊急・難民援助のうち、約40%が赤十字などのNGOを通じて行われている。この場合NGOは100%の助成を受ける。

（3）民主化と人権支援基金

SIDAに民主化と人権のための特別基金が設けられており、調和助成金制度とほぼ同規模の資金がこれに当てられている。この場合NGOに100%の助成がなされる。

（4）HIV/AIDS（エイズ対策特別プロジェクト）

総額の15%が20のNGOを通じて行われている。この場合の助成は100%である。

（5）中・東欧支援基金

中・東欧でのNGO支援活動のための特別基金が設けられており、この場合は調和助成金制度と同様SIDAの80%の助成に対し、NGO負担が20%となっている。

（6）環境基金

SIDAの特別環境対策費の一部は被援助国のNGOへ直接割り当てられている。この基金はスウェーデン環境団体が運営している。

（7）SIDAの委託により二国間援助プログラムをNGOが実行する場合の資金助成

スウェーデンNGOがSIDA二国間プログラムに関わるのは比較的にまれだが、スウェーデン生協センターはこれを行っており、この場合は100%の助成を受けている。

（8）管理費への助成

アンブレラ組織や大きなNGO組織は、管理費として年間一定額を助成されている。他の一般NGOは、希望によって管理費助成が受けられるが、1993/94年会計以降はプロジェクト予算総額の5%までとされている。これは、各プロジェクトへの助成額を基準に計算される。そして、事務所の物資、郵便、電話、タイプ、給与などNGOのスウェーデン国内での管理費の一部に充てられることになる。また、会計監査費は固定額で管理費助成金に含められる。

助成団体としての条件は、非営利組織であること、実体のある理事会とメンバーがいること、少なくともスウェーデンで最近2年間組織として存在していたこと、などであった。また、助成にあたっての申請と認可については、アンブレラ組織が自ら行うプロジェクトやプログラムの場合は、プロジェクトの詳細な説明、予算、現地との分担計画、受益国政府当局の確認などをSIDAに提出する。アンブレラ組織がメンバーNGOからの申請に基づき助成金を申請する場合には、NGOから提出される申請をチェックし、評価する責任を有していた。SIDAはアンブレラ組織からの申請を基に認可していたが、NGOからの申請がSIDAに認可される比率はかなり高かった。

SIDAの援助のうちNGOを通じた援助は約1割に達しており、1994/95年度には、この援助額は958百万SEKへ増加した。また、SIDAが援助支援を行うに当たっては、必要に応じ他の先進国NGOも活用、他方援助対象国のローカルNGOとの協力も近年重視してきた。

なお、SIDAの開発協力費の助成を受けたNGO組織は、SIDAまたはアンブレラ組織に年次（活動）報告と会計報告書を提出することになっていた。プロジェクトの完了時には結果報告と会計報告が求められるが、これらの会計報告書はそれぞれの組織の理事会などで承認され、かつ会計監査が署名したものである必要があった。SIDAは、SIDAの開発協力資金が使われたNGOのプロジェクトを視察し、会計を監査し、さらに評価する権利を留保していたが、実際にはアンブレラ組織に監査や評価を委ねており、またそれらを行う場合にも助成を受けたNGOと協議の上で行うことにしていた。評価については、実施後のプロジェクトの成果・目標達成度・有効性・計画した以外の効果などについて広範かつ徹底的な分析が行われた。

（SidaのNGOとの協調・助成方法については未調査）

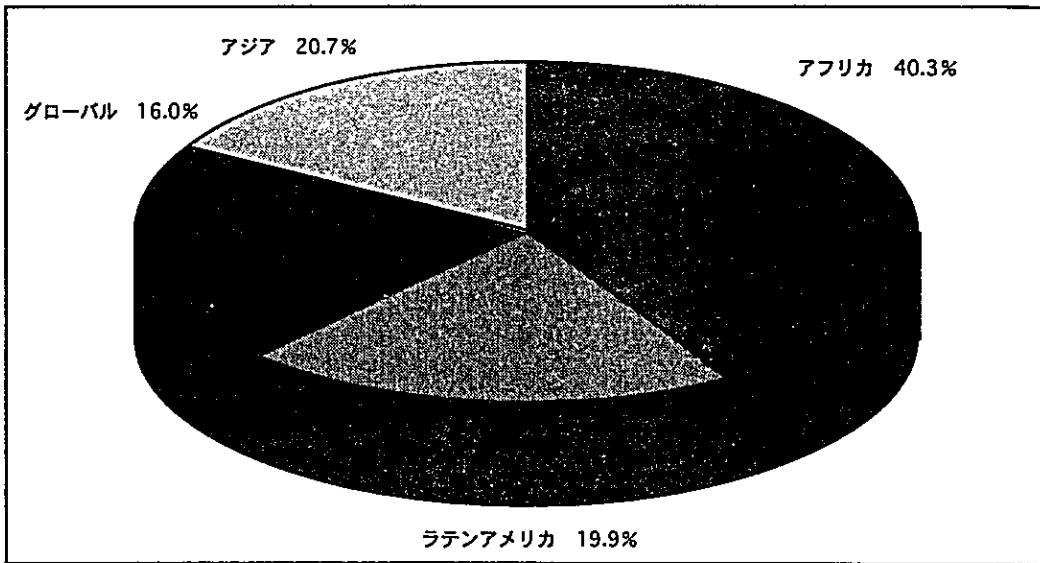
出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

DONOR PROFILES（1990）

『基金調査季報』（1991）

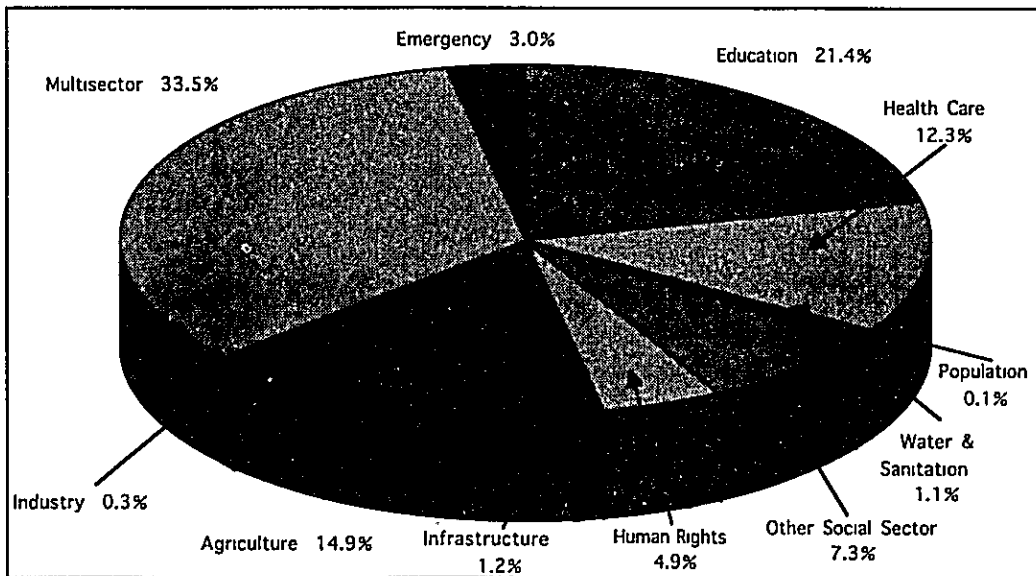
『ODAによるNGO支援』（1995）

SIDAによる地域別 NGO支援



出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

SIDAによるセクター別 NGO支援



出典：Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs 1994/95 (1996)

4. 地方自治体との関係

未調査

III. Sidaにおける技術協力

A. プロジェクトのコンポーネント

最近の動向として、Sidaではプロジェクト援助からプログラム援助に力を入れている。以下にSidaの"Sector Programme Support"に関する政策を記す。

Sida policy for Sector Programme Support (SPS)

セクタープログラムサポート (SPS) は、長期に渡るこれまでのセクター開発への支援経験とセクター開発に関する広範なアプローチに関する国際的議論のうえに成り立つ支援方法である。SPSが理想的な形で成功するのはまれであるが、被援助国政府のより強いコミットメントとドナーのより良い協調を合わせ持つことから、それに向けたプロセスそれ自体が非常に望ましいものである。

①セクタープログラムサポートの供与について

- ・セクターポリシーと計画、実施能力の面で基礎的条件を満たしているパートナー国に供与する。
- ・被援助国政府予算を通じ供与するものの特定セクターへ直接支出される予算として、また、必要時には能力向上や研究分野のようなSidaが予め定めた活動に対する資金協力・技術支援予算として供与する。
- ・支出方法や調達、報告、成果のモニタリング、監査方法について、主要ドナー間で調整のうえ供与する。
- ・能力向上を目的とし、定期的に評価する最低限の政策条件を当初に設定したうえで供与する。

②セクタープログラムサポートの実施にあたっては、社会経済フレームワークを活用する。特に、特別に指定を付けない形でセクター予算への支援を行う場合には、必ず活用することになっている。Sidaは以下の条件に従って評価を行う。

- ・一般市民の外貨アクセスへの道がひらかれている
- ・変動外国為替制度を採用している
- ・財政赤字削減を図り、貧困とジェンダーに与えるインパクトに敏感な予算再分配を可能とする財政政策を持っている
- ・安定的通貨政策を持っている
- ・適切な公共サービスが行き届いている

③SPSの実施にあたっては、その成否は被援助国政府機関の計画・実施能力にかかっている。Sidaは、被援助国政府の能力を以下の条件に従って審査する。

- ・当該セクターに関する政府プログラム（プログラム目的、実施目標、実施方法含む）があるかどうか。
- ・被援助国政府及びその他のステークホルダーの当該プログラム実施へのコミットメントがあるかどうか。

- ・プログラム目的を達成するための業務遂行が可能な制度的枠組み（インスティテューショナル・フレームワーク）を持っているか。
- ④被援助国政府が自国の開発や資源の有効活用、SPS実施のリーダーシップを取るためには、ドナー協調による貢献が重要である。SPSの開発過程においては、Sidaを始めとするドナーは以下のことを実施する予定である。
 - ・被援助国政府が策定した政策やプロジェクト書類に表明された活動に資金協力する。
 - ・適切であればいつでも、被援助国政府の予算支出、調達、報告、会計の規則を受け入れる。
 - ・当該セクターレベルの評価指標のモニタリングに基づいて成果達成度、及び組織能力を共同で評価する

出典：*Sida Policy for Sector Programme Support*

なお、Sidaのプログラム援助以外のプロジェクトコンポーネントについては、組織改編中のため未調査につき、以後はSIDAについて記述する。

SIDAは国別援助計画対象国への無償による資金協力及び技術協力を行っていた。（国別援助計画対象国以外への技術協力及びAF（Associated Financing）に伴う無償資金協力はBITSで担当していた。）

B. プロジェクトサイクル

技術協力サイクル

①案件発掘（Project Identification）

プロジェクトは実施中のプロジェクトの過程で派生したり、非公式なセッションや援助指針の年次レビューなどの結果からも生まれたりと、様々な形で発掘される。

②プロジェクト・アセスメント（Initial Project Assessment）

プロジェクト案が実際の案件となるために必要な基準（援助対象国内でプライオリティが高く、スウェーデンの援助の目的にも合致している等）を満たせば、SIDAは直ちに正式なプロジェクト・アセスメントを行っていた。まずSIDAは被援助対象国にPre-feasibility Report でプロジェクト案を示すように指示する。しかし、場合によっては（特に共同の発掘プロセスによりプロジェクト案が出された場合）、SIDAがそのレポートなしにプロジェクト・アセスメントのイニシアティブを取ることもあった。プロジェクト・アセスメントの正式な開始時期は、援助対象国内のSIDA海外事務所に、援助対象国から要請が行われた時である。

③プロジェクト形成（Project Formulation）

援助対象国が事前にSIDAとコンサルティングをせずにフィージビリティ・スタディを実施することもあったが、SIDAはアセスメントの結果をもとにフィージビリティ・スタ

ディを委託により実施していた。SIDAはプロジェクトの目的、テクニカル・フィービリティ、必要な期間、資金その他を詳細に審査し、またプロジェクト運営計画を策定する。ただし、プロジェクト形成の最高責任は援助対象国にあるため、プロジェクトは援助対象国の開発目的にあったものとなっている。

④プロジェクト審査と支援準備 (Project Appraisal and Support Preparation)

SIDAの準備の最終段階はプロジェクト支援準備であった。プロジェクトに関連したすべての情報は最終審査のため短いサポート・メモランダムで集められ、SIDAのマネジメントに提出される。サポート・メモランダムは、プロジェクトのメリットやプロジェクトに対するSIDAの支援効果について記述されている。

⑤プロジェクトの実施 (Project Implementation)

SIDAの主な業務は、援助対象国と合意を結んだプロジェクトやプログラムの実施に参加することであった。この段階はプロジェクト（またはプログラム）の最も長いフェーズであり、セクター支援は10年もしくはそれ以上続く場合もある。援助対象国機関の実施能力の弱点は、できるだけ準備段階の早い時点で分析し、スウェーデンやその他の外部の力がプロジェクトに必要だとわかれば、その処理に関して援助対象国に責任を持たさなければならぬ。SIDAの政策は少しずつ援助対象国の機関に資源の配分や管理責任を委譲していくことであり、SIDAの海外事務所は徐々にプロジェクト業務から離れ、その代わり分析・モニタリング・対話に従事する。

⑥モニタリングと評価 (Monitoring and Evaluation)

モニタリングと管理は、活動状況と与えられた資源の継続的なモニタリング、プロジェクトの年次レビューや支援の延長必要性の有無に係る評価によって行われていた。年次レビューはプロジェクトの経験について両者が対話できる最も重要な機会であり、プロジェクトの結果がここで評価され、必要なプロジェクトの運営上の修正が行われた。通常のモニタリングはミーティング、経済その他のレポート、インボイス等SIDAと援助対象国のプロジェクト責任者による四半期毎のプロジェクト・レビューによって、プロジェクトの運営管理の形で実施されていた。

評価は通常、以下の内容で構成されていた。

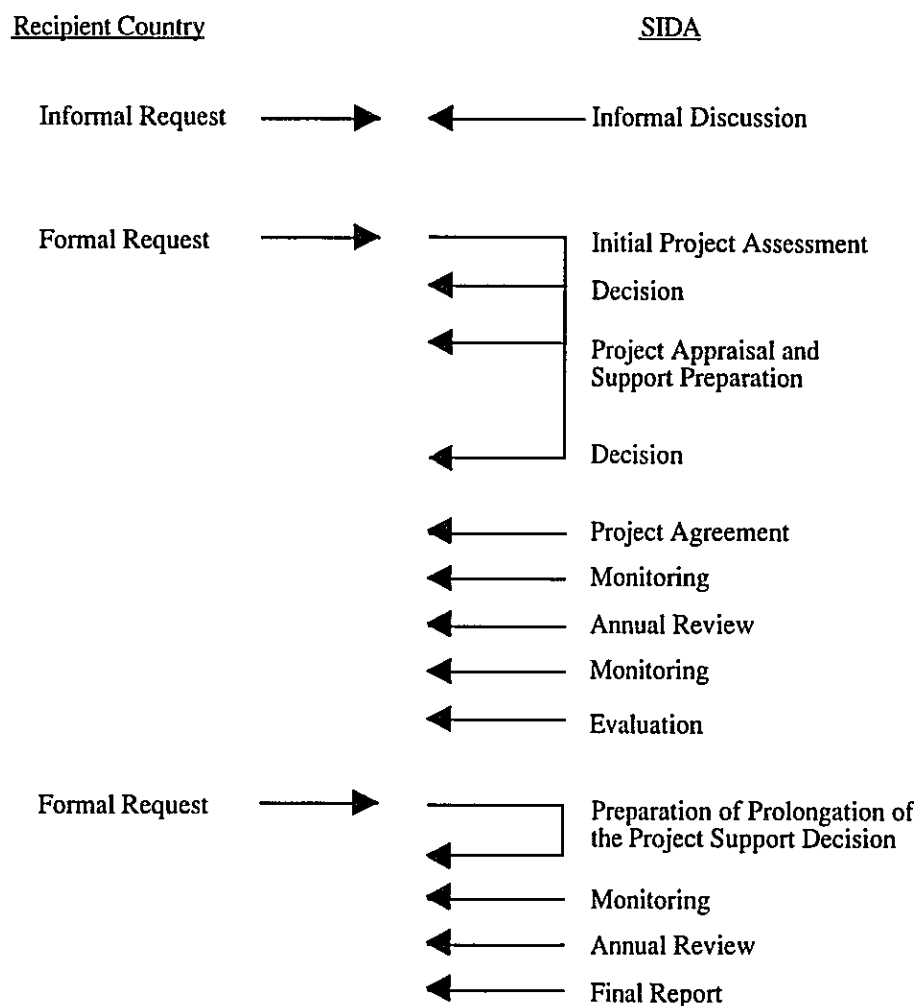
- (1) あらゆる段階における目標達成度の分析
- (2) 目標達成度の高いあるいは低い理由の分析
 - ・ 様々なレベルの目標の間に予想される関連性の分析
 - ・ プロジェクト実施効果の分析 (どの程度プロジェクト組織がうまく機能したか)
- (3) プロジェクトの費用効果の分析
- (4) その他予想されていなかったプロジェクトの副作用の分析
- (5) ターゲットグループに対するプロジェクトの影響の分析
- (6) 分析に基づく結論とプロジェクトの継続推奨：将来の開発援助に役立つ可能性がある経験と教訓

SIDAと援助対象国はモニタリングと年次レビューに関わっていたため、直接的には評

価に携わっていなかった。SIDAの役割は、評価のための委託条件を作成し有能で独立した立場にある評価専門家を捜し出し、契約することである。評価とその結果が援助対象国で確かな支持を得るためには、援助対象国が評価の責任を分担して負うことが必要で、援助対象国からも十分に能力のある者が評価に加わるのが重要である。

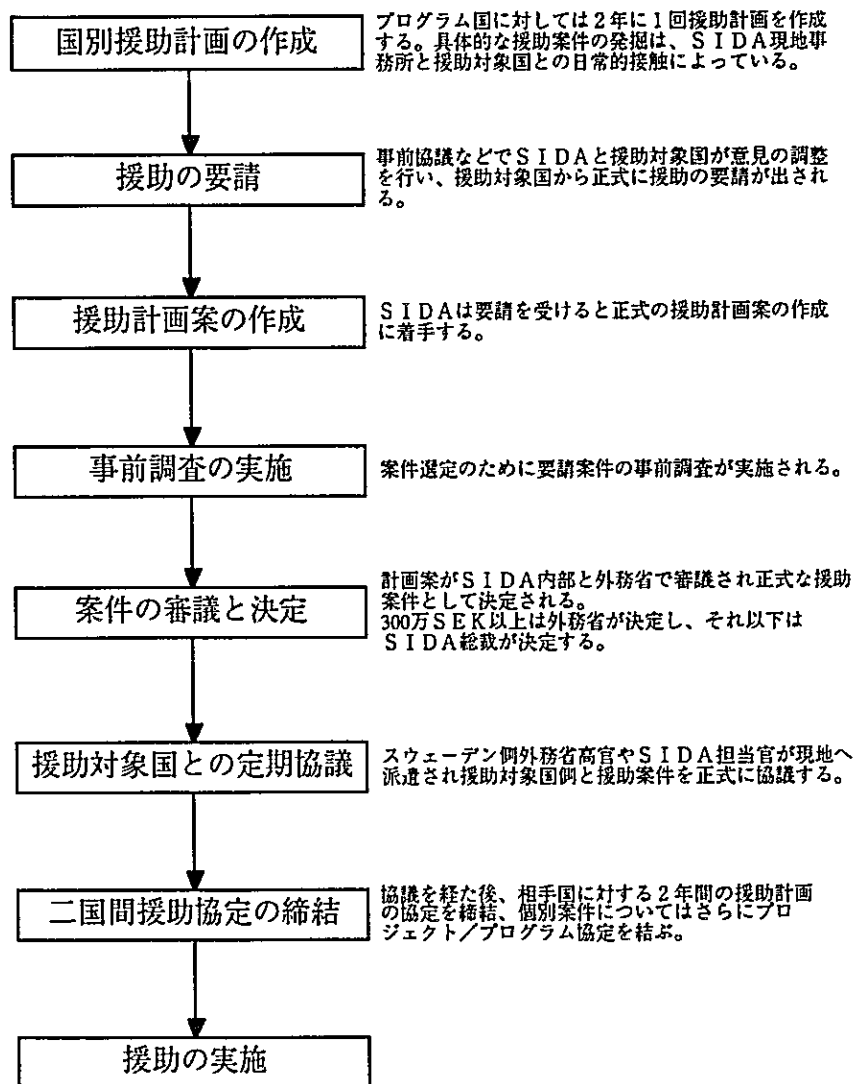
出典：SIDA's GUIDE LINES FOR PROJECT SUPPORT (1991)

SIDAのプロジェクト・サイクル



出典：SIDA's GUIDE LINES FOR PROJECT SUPPORT (1991)

SIDAの案件発掘から実施までのプロセス



出典：「主要先進国の無償援助」（1989）

C. プロジェクトの運営管理手法

SIDAのプロジェクトの運営管理手法として、新しく結果重視のROPPS（Result based planning management and monitoring）と呼ばれる方式が導入され、「プロジェクト・サポートのガイドライン」という形でSIDAの全職員のみならず、援助対象国側の担当者にも徹底されていた。その特長はプロジェクトの形成段階から一貫して援助対象国に参加を求め、責任を分担させること、及びモニタリングと評価を重視することにある。

援助の効果・効率・適正使用に関する政策として以下のものが挙げられた。

①援助の適正使用確保

適正使用の確保のために、海外事務所を通してモニタリングを実施するほか、各種合意文書の中でも、援助対象国に報告義務を課す。

②援助の効果を高めるための措置

供与した援助をより効果的なものとするため、以下のような措置を講じる。

- (1) 各プロジェクトに係わる維持、管理、運営費の点では、プロジェクトのリカレントコストについて基本的に援助対象国が負担するものとするが、先方が負担できない場合はスウェーデン側で負担する。
- (2) 商品援助を供与する場合、援助対象国の状況に応じて見返り内貨の積立て義務を課す場合と、課さない場合とを設ける。
- (3) SIDAがロールコストを負担する際、資金を適正に使用するため、特に次のケースに注意し実施を検討する。
 - ・援助対象国に為替のブラックマーケットがあり、公定レートと大きく差がある場合。
 - ・IMF、世銀が構造調整のコンディショナリティに為替の自由化をあげている国で、資金の適正使用という観点から公定の為替レートを採用しようとする、為替の自由化に逆行することになる場合。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

D 専門家等の援助要員

1 援助要員養成について

a 養成機関

The Swedish University of Agriculture Sciences（熱帯農業）

The Sandö Center他（語学トレーニング）

The SIDA Course Centre（開発援助の手法や各セクターの知識等）

出典：「JICA英国事務所報告」（1994.3）

流通システム

スウェーデンでは派遣専門家のランクをStep1から13に分けており、それぞれのランクに応じて待遇・身分が決まる方式を採用している。

①MFS制度（Minor Field Study Programme）

全国の10以上の大学・研究所を中心に大学・大学院レベルのスウェーデン人を対象に

SIDAが途上国開発協力に関連する課題を設定し、それに応募する学生たちに与える奨学金制度である。

②Young Trainee 制度

スウェーデンが協力している比較的短期のミッションに参加させ、経験を積ませることを目的としており、実務的訓練をその内容とし将来の専門家へのステップとして重視している。

③Junior Expert 制度

1981/82年に廃止されたPeace Corps 制度の代替として登場した制度であり、35歳以下の若手専門家として位置づけられている。

②③のYoung Trainee 制度とJunior Expert 制度が一人前の専門家になるための中間段階に当たり、さらにそれぞれの専門分野において経験を積み、国内の全体的援助体制の中で行政に、学会に、研究所に、コンサルティング企業に、その他民間セクターに散在し活躍することになる。

その他、6カ月の援助訓練をThe Swedish Board for Education in International Development (The Sandö Centre) が実施していたが、兵役義務免除の恩典もあって多くの若者が入校していたものの、技術レベルはそれほど高くないためSIDA等の援助機関には登用されず、多くはSwedish Voluntary Service のようなNGOで働いていた。

なお、専門家の研修に関しては基本的に各コンサルティング企業に依存しており、SIDAが行う研修制度としては、専門家が途上国に派遣される前の1週間にわたる派遣前研修プログラム(Basic Course, Preparatory Course, Methods for Technical Assistance Personnel) や、経験の浅い専門家への実地研修のためのJunior Expert 制がある程度であった。ただし、派遣される専門家は長期滞在(任地3年)が原則であることから、業務の効率的達成を図るため赴任国の言葉の修得にかなりの時間とコストをかけて実施されていた。例えば、ポルトガル語圏の国別援助計画対象国に赴任する場合(専門家の場合も含めて)、国内で5~7週間学び、さらにリスボンで4週間ポルトガル語訓練を受けることとなっていた。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

2. 専門家及び職員の安全対策

3. 専門家及び職員の福利厚生

a. 過去の被害状況

未調査

b. 安全対策

緊急電話番号リストはスウェーデン大使館にある。特別マニュアル (People in Crisis) は緊急時取るべき諸行動を示している。緊急サービスに関し、重大なアクシデントが発生した場合、適切な処置をとる責任は大使館にあり、外務省にまかされているが、SIDAでは各海外事務所にも安全対策の担当者を配置していた (SIDA雇用者)。SIDAの海外事務所所員によっては夜間の警備や、警備会社を通して自宅に「パニック・ボタン」の設置を実施していた。また、SIDAでは全海外雇用者に対し保健、事故、病気などに関する情報をのせた Major Folder Materials を配付していた。

出典：「JICA 英国事務所報告」 (1994.3)

c. 保障制度

- ・ 海外手当には基本手当、配偶者手当、Hardship 手当 ("Hardship countries" に分類される国に赴任する場合に支給) がある。
- ・ SIDAでは、被雇用者に対して16～105日の医療給付を与えていた。治療が赴任先で受けられない場合、スウェーデンでの治療が可能となっている。

"National Insurance Act" により、被保険者の海外滞在が1年以内の場合は、スウェーデンの保険対象とみなされる。SIDAの専門家で雇用期間が1年以上の可能性のある者の場合は、雇用1年以内の間にSwedish Social Insurance Office に登録されていた。しかし、たとえSIDAの契約した専門家がSwedish Social Office に登録されていなくても、スウェーデン市民ならば病気が重い場合、スウェーデン滞在中に特別料金で治療を受けられるようになっていた。このサービスは患者が緊急な治療を必要とし近隣の医療地へ移される場合にも適用される。

1989年1月から医療費の補償は医師との相談1回につき60SEKまでとなっていた。その他の治療費の補償は1回につき、35SEK までに制限されていた。

出典：「JICA 英国事務所報告」 (1994.3)

4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇**a. 人材確保状況**

SIDAの採用した海外プロジェクト専門家数 (1993.6.30現在)

- ・ 契約ベース雇用者 82人
(SIDAによって採用・給与を受けるが、民間人として援助対象国機関で作業する人)
- ・ ジュニア専門員 15人
(Junior Professional Officers)
- ・ 短期雇用者 (1年以内) 9人

(契約雇用者の削減はSIDAの政策の変化によるもので、継続の打切りではない。政府によるSIDAの予算削減も大きな原因となっていた。)

出典：「JICA英国事務所報告」(1994.3)

b. 確保システム

援助業務に携わる人材を確保する方法は、援助行政スタッフの場合と専門家・コンサルタントの場合とに大別される。外務省の経済協力部局や政府の援助実施機関に所属する援助行政職員は、外務公務員試験や公的選抜試験を経て採用された職員であり、文科系のジェネラリストではなく専門性が重視されており、学歴水準が相対的に高く修士号や博士号取得者がかなり採用されている。

他方、専門家・コンサルタントのリクルート方法として人材登録システムが行われており、約4,000人の専門家が登録されている。また産業部門では年々約150社にのぼるスウェーデンの民間会社との間で絶えず要請に応えられる体制を作っている。派遣要請が出てきた時点で、登録された専門家及び非公開で募集された民間産業界の候補者からまず6人に絞り（Short List）、さらに半数の3人を選定（Active File）、この中から1人の最適任者を決定する仕組みになっている。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

「JICA英国事務所報告」(1994.3)

c. 第三国専門家等の活用状況

特徴及び活用システム

コンサルタントの契約条件については、コンサルタントはスウェーデン籍を有する個人または法人となっているが、スウェーデンでの調達が困難な場合は、他国籍のコンサルタントの雇用もある。したがって、必要に応じてローカル・コンサルタントの雇用も認められている。

コンサルタントの契約システムは、公開競争契約を原則としており、2～3社を下限としたショートリスト企業の中から選定されることになっている。SIDAのコンサルタント・リストに登録されているコンサルタントの大多数はスウェーデン籍であったが、その他イギリスのいくつかの大学の機関を始め、米国、チリ、ブラジル、フランス、アイルランド、タンザニア、バーレーン、オーストラリア等様々な国から登録があった。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」(1987)

E. 資機材調達の入札方式、調達条件

a. 契約業者及び調達先のタイド条件

契約業者及び調達先は基本的にアンタイドであるが、タイド条件を課している場合もある。例えば二国間援助協定の中では、商品援助（Commodity Aid）にあたる輸入支援金（Import Support）の一定金額分については、スウェーデンの財及びサービスを調達するよう規定を設けており、混合借款及び食糧援助でもタイド条件が課されている。なお、1992年スウェーデンの二国間ODAのアンタイド比率は、89%となっている。

また、条件及び手続きに関する一般協定の中では、SIDAがコンサルタントを調達する場合、SIDAが指名したコンサルタントの間で入札するよう記載されていた。入札手続き及び入札評価方式については、援助対象国側で入札を実施する場合は援助対象国の慣習に従う一方、スウェーデン側で行う場合は、OECDの「ODAにおける資材調達指針（Goods Procurement Practice for Official Development Assistance）」に示された国際的慣行に従う。

b. ディスバースメント

ディスバースメントの方法は、Agreement on Development Cooperationの中に記載されているが、次の3つのケースに分類することができる。

①援助対象国が契約主体となり、ローカルコスト部分の契約を行う場合

四半期ごとなど、定期的にSIDAから援助対象国（通常大蔵省あるいは中央銀行）に対し必要な経費を前払いする。

②援助対象国が第三国から調達する場合

サプライヤー等からの船荷証券等の必要書類の提出後、SIDAから当該サプライヤー等に支払いを行う（出来高払い）。

③SIDAが調達する場合

SIDAがサプライヤー等に直接支払う。また、ディスバースメントはSIDAが直接行う。

出典：「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

【主要先進国の無償援助】（1989）

IV 援助調査研究

A 主要な研究機関

1 研究機関概要

開発途上国の自助努力による自立や経済的社会的発展と平等を支援するための研究を促進することを目的に、1975年The Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries (SAREC) が設立された。1979年には独立した政府機関としての地位を与えられたが、1995年7月1日他の援助関係4団体 (SIDA、BITS、SANDO、SWEDECORP) と統合され、Sida (Swedish International Development Cooperation Agency) となった。但し、新Sidaのどの部局で、また、どのような形で研究活動を実施するのか、現時点では不明である。

2 研究内容

SARECでは以下の4つの分野におけるプログラムを実施していた。

- ① 開発途上国との研究協力
- ② 開発途上国と特別研究プロジェクトにおける共同研究
- ③ 国際研究プログラム
- ④ スウェーデン開発研究

SARECの援助実施活動の一つに、ラテン・アメリカでの人権と民主化のための研究グループ14に対する支援、アフリカでも同様のアプローチを取る3つの放送網と3つのNGO支援があった。また、アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ等の国々の民主化及び人権に直接関係する研究を行うセンターへの支援や"Good Governance" に深く関連した研究も支援していた。

出典：Fact Sheets on Sweden (1992)

CURRENT TRENDS IN SWEDISH DEVELOPMENT POLICY (1993)

B 援助機関と研究機関との関係

若い研究者による途上国研究を支援する制度として、途上国開発協力に関連する研究を行う学生へ奨学金を支給するMFS (Minor Field Studies) 制度がある。これは、全国の10以上の大学、研究所を中心として大学、大学院レベルのスウェーデン人を対象にSIDAが実施していた制度である。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」 (1989)

V. 新規課題／地球的課題への対応

A. SIDA (Sida) の新規援助課題全般に関する方針

B. SIDA (Sida) の各イシューに対する取り組みと戦略

C. 各イシュー別の調査

Sidaでは、従来の重点項目を引き続き踏襲し、以下4分野を重点分野と掲げている。

- ① 貧困緩和 (POVERTY ELIMINATION)
- ② ジェンダー (GENDER EQUALITY)
- ③ 民主化と人権 (DEMOCRATIC DEVELOPMENT AND HUMAN RIGHTS)
- ④ 環境と調和した持続可能な開発 (ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE DEVELOPMENT)

(1) 貧困緩和

スウェーデンの開発協力の主要目的として、貧困緩和はプログラムのあらゆる側面に反映されている。スウェーデンの二国間ODAの大部分は、LLDC諸国に振り分けられている。(1994年のDAC平均は28%に対し、スウェーデンの分配率は41%である) 過去の経験に基づき今後の貧困緩和へのアプローチを探るために、Sidaは貧困緩和タスクフォースを発足させた。"PROMOTING SUSTAINABLE LIVELIHOODS" と題する報告書の中では、マイクロレベルでの貧困緩和政策の実施と貧緩和分野での協力が貧困層にどのように影響するのかを見ている。貧困緩和成功への鍵は、貧困のあらゆる側面(ジェンダー、年齢、民族性、階級、雇用など)を分析し、そこから見いだされる貧困の問題とその原因を十分理解することにある、と述べている。貧困緩和のためには、出来合いの、どんな場合にも適用できる定型フォームはない、とも述べている。そこでSidaでは、貧困問題解決への出発点として、国別戦略を作成するなかで21カ国に対する"POVERTY PROFILES"を作成した。

"PROMOTING SUSTAINABLE LIVELIHOODS"と題する報告書の中で、Sidaにとって必要な支援分野として、以下を列挙している。

- ・ グッド・ガバナンス、民主化と人権
- ・ 貧困解消のためのジェンダー配慮戦略 (Gender Sensitive Strategy)
- ・ 税制改革を念頭においた保健や教育などの公共サービスへの資金提供のための持続可能で公正なシステム
- ・ 労働集約的開発と持続可能な生計向上のための戦略
- ・ 健康の向上及び保健分野における社会的不平等を削減するためのジェンダー戦略
- ・ 組織のキャパシティビルディングと持続的な生計向上推進に関連した十分な開発
- ・ 貧困緩和のための環境政策と環境戦略の統合
- ・ 障害者の障害予防と障害者への持続的な生計向上の促進

また、同報告書の中では、国際レベルでの貧困緩和とドナー支援との間の関係強化と、以下の側面におけるドナー協調を謳っている。

- ・世銀の国別戦略を促進する、貧困緩和への実行力を伴ったコミットメントを持つ政策フレームワークを促進する。
- ・貧困緩和に対する被援助国のコミットメントにそった支援方法を調整する。
- ・一貫性と連携を構築するために、CG会合において貧困評価を議論する。
- ・貧困評価において市民代表者の参加を促進する。

しかし、こうしたタスクフォースの提言をSida及び他のドナーが十分に取り入れるには少し時間を要するだろう。

出典：*Development Co-operation Review Series* (1996)

(2) GENDER EQUALITY

スウェーデンにおいては、援助におけるWID配慮は古くから行われており、1985年5月には、SIDAでは「開発援助における女性の側面についての行動計画 (A Plan of Action for the Women's Dimension in Development Assistance)」を採択、全ての援助プロジェクト・プログラムにWIDの視点を十分取り入れることが取り決められた。1993-94年にはおよそ1150万ドルがWIDプロジェクトに投入された。

SIDAでは1979年から企画室内にジェンダー担当 (Gender Office) が設けられており、各国担当課のジェンダー担当者 (Gender Officer) を通じて、業務に対するアドバイスを行い、ジェンダー (Gender Issues) への配慮の方法、トレーニング等に関する研究・計画・立案を行っていた。また、多くの国別援助計画対象国の海外事務所にもジェンダー担当者を配置して、WID関連案件を発掘・計画する他、事務所内でのWID関連業務のコーディネーター等の役割を果たしている。現在、WID業務の中心は本部から海外事務所に移ってきている。

WIDに対する戦略として、福祉、公平、貧困対策、能率、地方政府の戦略的イニシアティブが挙げられているが、すべてのプロジェクトはジェンダーに関係があると考えられているため、プロジェクト・サイクルにおいて以下のようなWID配慮が行われている。

- ①審査、監理、事後評価の各段階において、調査概要 (TOR) の中にできるだけ具体的にジェンダーの分析について盛り込むようにする。
- ②調査団の中に可能な限りWID担当者を参加させる。
- ③報告書の中で必ずジェンダーについての記述が本文中に盛り込まれるようにし、別添書類等にならないようにする。

その他、援助がより一層援助対象国の女性のためになるよう、国別ジェンダー分析 (Country Gender Analysis) の作成及び国別特別計画 (Country Specific Plan) が作成されている。

SIDAでは、内部における職員研修及びコンサルタント教育、援助対象国におけるWIDセミナーの実施、広報活動にも力を入れており、WID分野でのNGOの活用も図っている。なお、スウェーデンは国連児童基金と連携してWIDプロジェクトを行っている他、国連婦人開発基金（UNIFEM）等の国連関連機関に拠出を出したり、女性に対する暴力への国連決議案作成に積極的に関わっている。

出典：『基金調査季報』（1992）

1995年1月に開催されたワークショップにおいて、スウェーデン外務省は、"GENDER EQUALITY"は開発における目標そのものであると述べている。GENDER EQUALITYの達成、すなわち男女への平等な機会の提供と成果の分配は、男女間の不平等を排除する正義の問題であり、それは女性が開発における正当な立場を要求し、また正当な立場を得られるよう女性のエンパワーメントを必要としている。さらに、開発における構造と過程の変化を必要とし、それによって男性の態度や行動の変化を引きだそうとするものである。

また、スウェーデンでは、GENDER EQUALITYをスウェーデンの開発協力の重要な最終目的として位置付ける最良の手段を決定するために、議員委員会（parliamentary commission）を設立している。

1995年第4回国連世界女性会議で採択された"THE PLATFORM FOR ACTION"は、その他の国際的な文書とともに、GENDER EQUALITYに関するスウェーデンの政策協議における重要な指針となるだろう。スウェーデンと被援助国間の開発協力におけるGENDER EQUALITYに関する議論は、以下の3つの文書をもとに実施される。

①開発協力におけるスウェーデンのGENDER EQUALITY政策

現在スウェーデン外務省が作成中

②協力国（被援助国）におけるGENDER EQUALITYに関する国家政策

③スウェーデンと協力国（被援助国）が承認する国際的文書

Sidaでは、GENDER EQUALITYの達成に進むために必要な能力と方法の開発に取り組むために、いくつかの国でGENDER EQUALITYイニシアティブを行う予定だ。そしてこの経験から得られたことをSidaの全ての開発協力プログラムに適用したいとしている。特に戦略の3点目である「ジェンダーの視点を政治・経済そして法律のフレームワークへと統合する」が強調されるだろう。これを実現するために、次の3点の開発が求められている。

①政策協議

②GENDER EQUALITYに関する能力開発への支援

③パートナーシップ

このイニシアティブを行う国の選択作業は調度始まったところで、政府高官との協議や女性団体との協議を行っている。当然のことながら、対象国についてはSidaが当該政府や女性団体と長い協力の歴史をもっている国々で、当初はアフリカから2カ国、ラテンアメリカから1カ国、アジアから1カ国の計4カ国が予定されている。このイニシアティブ実施にあたっては、例えば目標や戦略設定はSidaとパートナー国両国で行うように、両国の長期に渡るコミットメントを必要としている。

トリプル戦略について

GENDER EQUALITYを達成するための戦略で、次の3項目から構成される。

- 1) 女性のみを対象とした特別な活動を通じた女性のエンパワーメントを支援する。
- 2) ジェンダーの視点をあらゆる分野のプログラムに導入する。特にプログラムの中の具体的な活動同様に政策策定に力を入れる。
- 3) 政治・経済・法律のフレームワークに関連して、基本政策レベルにおいてGENDER EQUALITYへ注意を払う。

出典：GENDER EQUALITY IN DEVELOPMENT COOPERATION (1995)

(3) 環境

環境問題は、国別援助計画対象国の相当数がアフリカ諸国、それも世銀により低所得債務過大国と規定されている国が含まれていることもあって、環境の悪化は貧困と深く関わり悪循環をなしているという認識から重点項目となってきた。特にこの問題は、長期的な視野からの援助を目指しているスウェーデンにとって欠かせない分野であり、1988年国会においてこの問題が開発援助の目標の一つに付け加えられた。

その目標の一つである天然資源の持続的利用と環境保護のために、次の項目が掲げられている。

- ・ 環境問題におけるトレーニング及び情報整備
- ・ 土壌保全
- ・ 森林保護
- ・ 沿岸地域の環境
- ・ 生物学的多様性の保護
- ・ 都市部及び工業の環境問題の解決
- ・ 環境にやさしい技術の開発と普及
- ・ 天然資源利用方法の開発
- ・ 環境政策－法律及び規範
- ・ 環境団体の支援
- ・ 調査研究
- ・ Built competence in the third world and within development authorities and organizations in Sweden

・水利用計画の策定

スウェーデンでは二国間援助・多国間援助・地域プログラムを通して、数々の環境保全のための活動を支援しており、特に砂漠化問題、森林枯渇問題に関しての協力はより一層強化されてきている。また、資源の有効活用という観点から土壌保全や農村地域における造林に近年力を入れている。

出典：「SIDA要人のJICA企画部長への訪問議事録（1992.2）」

「JICA英国事務所報告」（1994.3）

（4）民主化と人権

スウェーデンの開発協力の主原則は、スウェーデン議会と政府が決定することになっているが、「民主化と人権」の分野においてもスウェーデン議会と政府がひいた原則に基づく「民主化と人権」分野の協力におけるガイドラインをSIDAでは作成のうえ事業を実施してきた。

スウェーデンは、世界の人権問題の改善のために、1993年には約8千7百万ドルを支出した。そのうち37%はスウェーデンのNGOを通じて、32%は地方機関を通じて、24%は国際NGOを通じて、そして残りは途上国政府等を通じて供与された。

支援対象分野は主に次の3分野である。

- 1) 民主的な開発への支援（選挙モニタリング、市民への情報提供）
- 2) 自由と人権の普及（被害者への支援や暴行／犯罪の記録支援）
- 3) 「法の支配」徹底への支援（法・裁判所の保証～市民を守る仕事や国際協約批准を訴える団体への支援）

ラテンアメリカの多くの国々が民主化する以前には、この種の援助の多くはラテンアメリカに向けられていたが、世界的に見ると民主化プロジェクトにおける民主的機関の創設・安定への支援及び国家の役割の補強への支援は増大しつつある。

出典：STRATEGY FOR ITS PROGRAMMES OF ASSISTANCE IN SUPPORT OF DEMOCRACY AND HUMAN RIGHT (1993)

（5）リプロダクティブ・ヘルス、人口

これについては、「先進国援助機関、国際機関の人口・エイズ対策協力の現状に関する調査報告書（平成8年3月JICA国際協力総合研修所発行）」を参照のこと。

VI. スウェーデンのODAの今後の展望

A. ODAに関する国内の議論

B. 政策変更の可能性等

1995年7月の援助5機関の統合は、変化する援助ニーズに対応し効率的援助の実施を目指すものであった。Sidaでは、高い成果が見込まれるところへ資源を集中させ、さらに効果的な援助を実施するため、今後3～4年の内にプロジェクト数及び援助重点国数両面で以下のおり大幅な削減を実施する予定である。表面的には予算の削減を行わないとしているものの、職員数の削減もうかがえることから、結果的に予算の削減につながる事が十分予想される。

さらにスウェーデンのEU加盟に伴い、分担金の増額が求められてくることは確実であり、また、ロシアへの援助も担当することなどから、従来の二国間援助への影響は避けられないものと見られる。

(1) プロジェクト数

現在の120カ国2,000プロジェクトから500プロジェクトに削減する

(2) 援助対象国

現在の援助重点国20カ国から15カ国に削減する

出典：「JICA英国事務所報告」(1996.3)

参考資料（スウェーデン）

和文

- 海外経済協力基金（1985）「基金調査季報」（No.50）
- 海外経済協力基金（1991）「基金調査季報」（No.72）
- 海外経済協力基金（1992）「基金調査季報」（No.73）
- 海外経済協力基金（1993）「基金調査季報」（No.76）
- 海外経済協力基金（1993）「海外経済協力便覧」
- 外務省経済協力局（1988）「主要援助国無償資金協力実施調査報告書」
- 外務省経済協力局（1995）「我が国の政府開発援助（上巻）」
- 国際開発ジャーナル社（1989）「主要先進国の無償援助」
- 国際開発センター（1989）「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」
- JICA（1987）「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」
- JICA（1992.2）「SIDA要人のJICA企画部長への訪問談事録」
- 日本労働組合総連合会（連合）（1995）「ODAによるNGO支援」

英文

- JICA（1994.1），「JICA英国事務所報告（関係資料集）」
- ・ Ministry for Foreign Affairs（1993），SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93
 - ・ Ministry for Foreign Affairs（1993），CURRENT TRENDS IN SWEDISH DEVELOPMENT POLICY
 - ・ Ministry for Foreign Affairs（1992），DEVELOPMENT COOPERATION NEWS (NO.4)
 - ・ SIDA（1993），SIDA's Organization
 - ・ SIDA（1993），ON THE RIGHT ROAD
 - ・ SIDA（1993），Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92
 - ・ SIDA（1990），DEVELOPMENT AID in the 1990s

・ SIDA (1989) , HOW AID WORKS

・ The Swedish Institute (1992) , Fact Sheets on Sweden

JICA (1996.3) , 「JICA英国事務所報告」

JICA (1994.3) , 「JICA英国事務所報告 (Official Development Assistance (ODA) Sweden) 」

OECD (1996) , Development Co-operation Review Series-Sweden

SIDA (1991) , SIDA's GUIDELINES FOR PROJECT SUPPORT

SIDA (1993) , STRATEGY FOR ITS PROGRAMMES OF ASSISTANCE IN SUPPORT OF DEMOCRACY AND HUMAN RIGHT

Sida (1995) , GENDER EQUALITY IN DEVELOPMENT COOPERATION: Taking the Next Step

Sida (1996) , Sweden's Development Assistance in Figures & Graphs 1994/95

Sida, Sida Policy for Sector Programme Support

Sida, New Sida to Coordinate All Swedish Development Cooperation

UNDP (1990) , DONOR PROFILES

先進国援助機関調査（オーストラリア）

I. 援助の目的と制度	1
A. 援助政策	1
1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み	1
2. 援助理念と目的	1
3. 中期政策目標（今後5年～10年間）	1
4. 援助対象国について	2
a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準	2
b. 国別の援助戦略等	2
c. 援助対象国上位10カ国と援助額	4
B. 予算額と予算枠組み	5
1. 予算概要	5
a. 政府予算におけるODA予算の位置付け	5
b. 二国間援助と多国間援助の割合	5
2. 二国間援助実績（過去3年間）	5
a. 構造、枠組み	5
b. 二国間援助のセクター別配分	6
c. 二国間援助の国別配分	7
3. 多国間援助予算（過去3年間）	8
a. 拠出先機関、金額及び割合	8
C. 国レベル実施体制	8
1. 全体機構	8
a. ODAに関与する政府機関、省庁、実施機関の名称	8
b. 各機関の関係を示すチャート	9
2. 政策立案体制と各実施機関の関係	10
II. AusAIDの概要	11
A. AusAIDの概要	11
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	11
2. 事業の範囲と内容	12

3. 機構	14
a. 組織図	14
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	15
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト	16
4. 過去3年間の実績	17
a. 国別援助額	17
b. セクター別援助額	17
 B. 外部機関との協調	 17
1. 国際機関	17
a. 指針	17
b. AusAIDとの定期協議の有無	18
2. 他の二国間援助ドナー	18
a. 指針	18
b. AusAIDとの定期協議の有無	19
3. NGOとの協調	19
a. 指針（規定、援助戦略におけるNGOの位置付け、 NGO資金援助の割り当て目標等）	19
b. 協力NGOの分類（分野、活動内容）	20
c. 登録制度について （資格基準等、窓口となるNGOの有無等）	21
d. 主要10NGOのリスト（名称、協力内容、援助額等）	22
e. 協力スキーム	22
f. 協力推進の問題点、留意事項 （責任性の確保、主体性・独自性と援助機関の援助 政策・戦略等との整合性）	23
4. 地方自治体との関係について	23
a. 地方自治体の国際協力事業	23
b. 地方自治体と実施機関との連携の有無と事例	23
 III. AusAIDにおける技術協力	 24
 A. プロジェクトのコンポーネント	 24
 B. プロジェクト・サイクル	 24
 C. プロジェクト運営管理手法	 25

D. 専門家等の援助要員	25
1. 要員養成について	25
a. AusAIDの援助要員養成システム	25
b. AusAID以外の養成機関と養成システム	26
2. 専門家及び職員の安全対策	26
a. 組織として緊急時の対応方法	26
b. 緊急時に対応する部署	26
c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況	26
3. 専門家及び職員の福利厚生	27
a. 現地派遣時の保険加入システム	27
b. 現地における医療サービス	27
c. 現地派遣期間中の休暇制度	27
d. 現地で得られる特権（免税等）	27
e. 現地派遣期間終了後の保障制度	27
4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇	27
a. 自国の専門家	27
b. 相手国専門家	28
c. 第三国専門家	28
E. 資機材調達及びコンサルタントサービスの入札方式、調達条件	28
IV. 援助調査研究	32
A. AusAID内の調査研究部門	32
1. 部署名、スタッフ数	32
2. 研究分野と開発活動	32
B. 国内の主要援助研究機関の概要	32
1. 機関名、所在地、スタッフ数	32
2. 各機関の研究分野と開発活動	32
3. 研究機関とAusAIDとの関係	32
V. 新規課題／地球的課題への対応	34
A. AusAIDの新規援助課題全般に関する方針	34
B. AusAIDの各イシューに対する取り組みと戦略	34
環境	34
WID / Gender Equity	35

貧困	36
民主化	37
教育	37
人口	38
保健医療	39
C. 各イシュー別の調査	40
プロジェクト例1 <貧困>	40
プロジェクト例2 <WID>	41
VI. オーストラリアODAの今後の展望	42
A. ODAに関する国内の議論	42
B. 政策変更の可能性等	43
参考資料	44

I. 援助の目的と制度

A. 援助政策

1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み

オーストラリアの政府開発援助の政策策定と実施は、二国間援助、多国間援助とも外務・貿易省内に設置されている独立組織であるAusAID (Australian Agency for International Development) が行っている (詳細については、II. を参照)。AusAIDの財政基盤となるのは、連邦政府憲法と"Audit Act 1901"である。ここには、同機関の財政運営管理システムに必要な機能、責任、制約、その他の条項が示されている。政府開発援助の法令は制定されていない。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

2. 援助の理念と目的

オーストラリアの開発援助プログラムの目的は、その人道主義的外交政策と経済的関心を考慮し、開発途上国の生態的に持続可能な開発を目指すことである。加えて、開発援助は、途上国、特にアジア・太平洋地域との友好関係を築く重要な役割を果たすものと考えられる。ODA憲章等は存在しないが、援助プログラムの目的は、オーストラリア議会へのMinister's Reports に述べられている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

3. 中期政策目標 (今後5年～10年間)

同国のODAが、開発途上国の人々の持続可能な経済・社会発展を目指していることから、次の政策目標が挙げられている。

- ①人的資源開発
- ②人道主義的考慮と社会的公正
- ③外交・貿易政策と開発援助の相互関連性

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

オーストラリアの援助プログラムの基本方針は、最近出されたESD (Ecologically Sustainable Development) 政策、"Towards a Sustainable Future: Ecologically Sustainable Development through Australia's Development Cooperation Program"で、強化、更新されている。ESD政策は、アジェンダ21とオーストラリアのESD国家戦略 (Australia's National

Strategy for Ecologically Sustainable Development) を踏まえ、1991年の政府暫定政策をリバイスしたもので、経済、社会、環境面から、総合的に開発に取り組む重要性を強調したものである。

出典： *New Directions in Australia's Overseas Aid Program* (1995.2)

4. 援助対象国について

a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準

同国の援助戦略で重視されることは、第一に地域アプローチ、次に専門技術・知識を持つ領域での支援、国際機関へのより効果的な協力である。最大の受入れ国であるパプア・ニューギニアは二国間援助の22%を、インドシナを含む東南アジアの国々は25%を占めている。援助対象国は、自国の民主化と良い統治を確立することが求められる。また、危機的状況にある国（ルワンダ等）に対する援助や、災害援助に対しては、援助の配分に特別な配慮がなされている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

b. 国別の援助戦略等

国別戦略ペーパーは、今後2年間の国別協力プログラムの方向性と重点を提示するものとして作成され、一般に公開されている。戦略ペーパー作成は、プロジェクト管理サイクルの最初の段階とみなされ、前回のペーパー、セクター評価、ハイレベル協議の結果を含めて作成される。なお、国別プログラムマネージャー（Country Program Manager）が、オーストラリアの開発戦略とプログラムの包括的目標に即した協力形態を選択する責任を負っている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

